

子ども教育常任委員会要点記録

日 時： 令和3年6月17日（木）

午前10時00分～午後2時41分

場 所： 議場

出席委員 (6人)	委員長 委員 委員	三階 道雄 安齊 きみ子 大野 まさき	副委員長 委員 委員	岸田 めぐみ 斎藤 せいや 遠藤 ちひろ
--------------	-----------------	---------------------------	------------------	----------------------------

出席説明員	くらしと文化部長 文化・生涯学習推進課長 オリンピック・パラリンピック推進課長 子育て支援課長 児童青少年課長 福祉総務課長 教育部長 教育部参事 教育指導課統括 指導主事事務取扱 中央図書館整備担当課長 学校給食センター長	須田 雄次郎 古谷 真美 齊藤 義照 植田 威史 石山 正弘 松崎 亜来子 鈴木 恭智 山本 勝敏 萩野 健太郎 澤井 吉之	オリンピック・パラリンピック (兼)スポーツ振興担当部長 文化施策担当課長 子ども家庭支援センター長 子育て・若者政策担当課長 教育部参事 教育指導課長事務取扱 教育振興課長 学校支援課長 教育協働担当課長	小林 弘宜 宮崎 武 角谷 美喜子 水野 誠 細谷 俊太郎 加藤 大輔 麻生 孝之 室井 裕之
-------	---	---	--	--

案 件

件 名	審 査 結 果
1 特定事件継続調査の申し出について	了 承
2 所管事務調査の申し出について	了承・継続調査

協 議 会

件 名	担 当 課 名
1 パルテノン多摩大規模改修事業等の進捗について	文化・生涯学習推進課
2 パルテノン多摩 リニューアル後の貸室名称について	文化・生涯学習推進課
3 多摩市みんなの文化芸術条例（素案）について	文化・生涯学習推進課
4 旧北貝取小学校跡地整備事業の進捗状況と今後の予定について	文化・生涯学習推進課 教育振興課
5 温水プール・総合福祉センターの指定管理者制度の更新スケジュール概要について	スポーツ振興課
6 東京オリンピック・パラリンピック推進事業の進捗状況について	オリンピック・パラリンピック推進室
7 令和3年度第1回多摩市子ども・子育て会議の概要について	子育て・若者政策担当
8 （仮称）子ども・若者総合支援条例の進捗について	子育て・若者政策担当
9 多摩市子育て応援事業「みんなでたまこ応援プロジェクト」～日本アニメーション共通キャラクターデザインの活用について～	子育て支援課
10 令和4年度に向けた新たな待機児童新カウントにおける除外項目の追加について	子育て支援課
11 パルテノン多摩4階子どものエリア事業の進捗状況等について	子ども家庭支援センター
12 連光寺児童館及び落合児童館大規模改修期間中の代替施設における運営について	児童青少年課
13 民俗・生活資料、埋蔵文化財資料の再整理状況について	教育振興課
14 新型コロナウイルス感染拡大防止の対応について	教育振興課 教育指導課
15 東京2020大会における子どもの競技観戦について	教育指導課
16 「GIGAスクール構想」の整備状況について	教育指導課
17 ICTと健康セミナーの開催予定について	教育指導課 学校支援課
18 中学校不登校特例校の開設について	教育指導課

19	学校給食献立の一部緊急停止について	学校給食センター
20	中央図書館建設工事の工事計画等について	図書館

午前10時00分 開会

三階委員長 ただいまの出席委員は6名である。定足数に達しているので、これより子ども教育常任委員会を開会する。

本日配付された協議会の資料は、行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。

本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件は別紙のとおり申し出ることにならうと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

この際暫時休憩する。ここで協議会に切り替える。

午前10時02分 休憩

(協議会)

三階委員長 それでは、まず1番目、パルテノン多摩大規模改修事業等の進捗について、市側の説明を求めたいと思う。

須田くらしと文化部長 新たな体制ということで引き続きよろしくお願い申し上げます。

今、1件目のパルテノン多摩大規模改修事業等の進捗についてということであるが、恐縮だが、1件目、2件目、3件目が同じ担当課長ということであるので、併せてご説明を申し上げるということによろしいか。

三階委員長 はい。

須田くらしと文化部長 それでは、そのようにさせていただく。

それでは、まず1件目である。パルテノン多摩大規模改修事業等の進捗についてである。本件は、現在進めているパルテノン多摩大規模改修事業について、その進捗状況をご説明するというものである。

2件目、パルテノン多摩 リニューアル後の貸室名称についてであるが、これはパルテノン多摩のリニューアル後の貸室について、この名称についてということである。既に昨年の3月議会で、新しい使用料、利用料金の上限設定ということで条例改正を可決いただいたが、その後、貸室の名称をど

うするかということを実際の運営に照らして検討し、ここでその名称が定まったので、これを説明するものである。なお、貸室の名称の変更に伴って、次回9月議会で条例改正をお願いしたいと考えているので、併せてよろしくお願いを申し上げます。

3件目である。多摩市みんなの文化芸術条例（素案）についてである。これについては、昨年度から学識経験者や市民等による多摩市文化芸術方針検討委員会において検討していただいた文化芸術に関する条例について、委員会からの案をもとに、市として素案を策定したので、これをご説明するものである。

現在のところ、9月の議会に条例案を上程させていただく方向で考えているところである。

以上3件について、詳細について宮崎文化施策担当課長からご説明をする。

宮崎文化施策担当課長 それでは、1件目からご説明したいと思う。パルテノン多摩大規模改修事業等の進捗についてということで、資料をご覧いただきたい。

真ん中のところに薄く線が引いてある。そこが2021年6月のところである。そこを起点としてご説明をさせていただく。まず一番上、設計・工事関係、令和3年12月の竣工に向けて残り6か月を切ったところとなる。現在、工事は予定どおり進捗をしている。プレオープンの日だが、令和4年3月27日で予定していて、前日の26日にオープンの式典を予定している。詳細については、サイドブックスの各課情報提供4月分に掲載しているので、ご覧いただきたい。

また、先週だが、大階段下の仮囲いにキース・ヘリングの絵を今掲出させていただいているが、その両脇に、プレオープンの日を表示させたシートを貼らせていただいている。

次に2段目、文化方針見直し・条例制定検討についてというところで、こちらのほうは、現在文化方針の条例という形で、多摩市文化芸術方針検討委員会が取りまとめられて、市内部で精査をして条例案としてパブリックコメントを現在実施中となっている状況である。

こちらについては、協議会3のほうで、多摩市みんなの文化芸術条例（素

案) についてというところで詳しくご説明をさせていただく。

その次の段、指定管理者選定についてということで、昨年の12月議会でパルテノン多摩共同事業体を指定管理者としてお認めをいただいている、その後今年の1月に基本協定を締結をさせていただいているところである。

3月の子ども教育常任委員会で少し触れさせていただいたが、共同事業体の間瀬館長が一身上の都合ということで、3月末で退任をしている。後任として、6月1日より栗原喜美子氏が着任をしている。

栗原新館長だが、3月まで兵庫県立芸術文化センターでチーフプロデューサーとして活躍をされていた方で、これまで劇場や演劇の世界に35年以上携わってきた方という形である。こちらも詳細についてサイドブックスの各課情報提供6月分のほうに掲載をさせていただいている。後ほどご覧いただければと思う。

次に、多摩市文化振興財団・パルテノン多摩共同事業体についてということで、休館中業務委託ということなのだが、コロナ禍ということでかなり事業規模を縮小して現在実施をしているところである。3月には、多摩ニュータウン50周年を記念した移動型演劇、「ニュータウンと、あるく。」を実施し、盛況であった。こちらには100人弱が参加している。

そして、昨年度の事業については、2020年事業レポートをサイドブックスの各課情報提供6月分に掲載しているので、こちらも後でご覧いただければと思う。

今年度だが、演劇プロジェクトやレジデントアーティスト制度、植物観察会などを、コロナの状況を踏まえつつ、工夫をしながら行っていく予定である。直近では7月10日に読み聞かせワークショップとして、「アイスランドのちいさなおはなし」を丘の上プラザで行う予定となっている。こちらもパルテノン多摩ニュースで告知していて、サイドブックスの各課情報提供5月分に掲載させていただいている。

その次、諸室の貸し出しというところをご覧いただきたい。今月から令和4年7月分の大小ホールの予約受付を開始している。今後11月から令和4年4月分の諸室の予約受付が開始される。ただし、オープンスタジオについては、諸室の区分となっているが、設備類の事前の操作の習熟や機器の確

認等が必要となることから、令和4年7月利用分から貸し出しを開始する関係で、令和4年2月からの予約受付が開始となる。

最後に運営への市民参画についてということで、こちらのほうは昨年度に引き続き、文化芸術系では市民舞台芸術学校において舞台スタッフ講座やレセプション講座を実施していく。また、学芸関係では市民学芸員養成講座の修了生が実際にボランティアとして、事業の際に財団の学芸員のサポートとして活躍をしていく。

次に、協議会2に参る。協議会2の資料をご覧いただきたい。

貸室の名称や施設使用料については、複合文化施設条例で定めていて、令和2年3月に条例を改正させていただいたところである。その後、大規模改修工事のサイン検討において、所管課、設計者、アドバイザーのほか、次期指定管理者を交えて、諸室の名称について再度検討・確認を行った。その結果、諸室の名称を次のページのとおり、設定するような形になった。

右側の色ついたところ、そちらが新しい諸室の名称となっている。ということで複合文化施設条例の別表1というところに種別として諸室の名称を使っていて、実際の館の名称等を一致させることが必要となったので、9月議会において、条例改正の上程をしていただきたく、ここで報告するものである。

続いて、協議会3に移りたいと思う。協議会3の資料をご覧いただきたい。

多摩市文化芸術の推進振興のための議論の場として、文化芸術方針検討委員会を令和2年10月に設置している。委員会では、文化芸術に関する条例制定に向けた検討をすることが望ましいとの結論となって、全7回の委員会で検討が進められてきた。

令和3年4月に文化芸術に関する条例の委員会案が取りまとめられて、その後、庁内調整を経て素案が取りまとめられたため、報告するものである。次のページをご覧いただきたい。

実際の条例の中身のことだが、まず、条例の名称を「多摩市みんなの文化芸術条例」として、平仮名を入れ、軟らかい表現とした。そして、特に子どもに受け入れやすくした。「みんな」という表記にすることで、市民の誰し

もが自分事として文化芸術を捉えてもらうようにした。

次の条例の特徴だが、市や市民の役割だけでなく、市民が文化芸術を享受する権利を明記をした。こちらは第3条、基本理念のほうに、そちらのほうを明記させていただいている。また、乳幼児を含む子どもに向けた取り組みを明記した。こちらの第7条のほうに記載させていただいている。

さらに、パルテノン多摩を文化芸術振興の拠点施設として位置づけている。これは第10条ということで、もとに戻っていただいて今後の予定だが、現在パブリックコメントを実施していて、来週の月曜日21日までが期間となっている。

その後9月議会に上程をして、令和4年4月に施行予定という形になっている。ということで、簡単だが、説明は以上となる。

三階委員長 市側の説明は終わった。1、2、3だが、質疑はないか。

安齊委員 パルテノン多摩のみんなの文化芸術条例という中にも出てくるが、今回子どものための取り組みという中では、後で資料を見ると、まさしく今児童館が拠点的にやっている子育て支援のための拠点施設と同じような内容ではないのかと思うが、そちらのほうは児童館条例だとか、そういうところで変わっていくのか。それとももうこのパルテノン多摩の条例の改正の中に組み込まれていくものなのかどうか、そこを伺いたいと思うが。

宮崎文化施策担当課長 みんなの文化芸術条例に関することだが、こちらはパルテノン多摩のための条例というわけではなくて、これはあくまでも全市的な文化芸術を振興していくような条例という形になる。今の子ども青少年部でやっているものとは特にリンクはしていないので、こちらは単独で進んでいるという状況である。

須田くらしと文化部長 今、宮崎文化施策担当課長から申し上げたとおり、直接的な関わりということではないが、ただ、このみんなの文化芸術条例を市として制定をしたということであれば、これは当然全庁的に、この考え方を尊重しながら、いろいろな施策というものも考えていくということにつながるだろうと思っている。

安齊委員 多摩市みんなの文化芸術条例との関係でわかったが、後でまた聞いてもよいことだが、そうすると子どものための施策づくりがされているのがた

しかパルテノン多摩の4階である。その機能については、別途児童青少年課の条例の中に入ってくるということもあり得るのか。これは後でまた聞けばよいことなのだが、もしおわかりであれば教えてほしい。

宮崎文化施策担当課長　この多摩市みんなの文化芸術条例については、基本的には理念条例という形になる。実際の動きについては、当然これが施行されれば、この理念に沿ってというところはあるが、現場としては、例えばパルテノン多摩の4階の子育てひろばについては、私どもの所管と子ども家庭支援センターの所管と定期的に打合せを持って、どういった形にしていくのがよいかとか、そういった部分は当然やっていっている。

大野委員　各課情報提供のところに資料もあるということで、事務局長が新しくなられたということなのだが、前のときの委員会とかきちんと追いかけてないからもしかしたらご説明あったのかもしれないが、どういった経緯でこういうことになったのかということについて、概略だけ教えていただきたい。

宮崎文化施策担当課長　こちらのパルテノン多摩の館長の変更ということについてだが、まず、退任した間瀬館長だが、本来はもう少し長くやっていただくという予定だったが、かなり高齢でというところで、さらに自宅のほうも遠いというところで、かなり肉体的な部分できつくなってきたというところがあって、ご本人の意向として3月末をもって退任したいというお話が今年の11月頃からあった。そうした中で、この栗原館長については、間瀬館長の後任として、以前から想定されていた方ということで、引継ぎの時期が早まったという形になっている。

大野委員　以前から後任はこの方にされようということがあるということであれば、何か考え方とかそういうことが大きく変わるということはないのかなと思うが、基本的に抽象的になるかもしれないが、こういったことについて、前の館長の意向を酌んで、何か継続していくポイントみたいなのがもしあれば、なかなかそれは難しい話だったらあれだが、例えばこういうことについて、考えていかなければいけないとか、何かそういうものがもしあれば教えていただけたらと思う。

宮崎文化施策担当課長　こちらが抽象的で難しい感じでお答えするようになるが、1つは

パルテノン多摩が来年、リニューアルオープンするということで、その中では変わったという見せ方をすることは共通しているところかと考えている。また、市民参画・市民協働の部分についても、どう取り組んでいくかというところは共通の課題として持っているというところ。あとこれまでの無関心層への取り組みだったり、休館前と違うような新たな取り組みについては、共通の考え方で進んでいくと思っている。

大野委員 リニューアル後の貸室の名称のことで、これもどうでもよいことかもしれないが、楽屋1というのが第一楽屋とかと変わる経緯というのはどういう理由なのか。

宮崎文化施策担当課長 今の逆でして、第一楽屋が楽屋1に変わるという形だが、これはそんなに大きな意味はないが、現場の中で話し合った中で、こういう名称のほうがわかりやすいだろうということ。そんなに、そこについてはそこまで深くなくて、あとは並び順が変わったところのほうが、実際に利用する人が、今回は時計回りで並べたという順番が変わったとか、そういったところでわかりやすさというところを視点に並べ替えたというところがある。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。今言った大野委員の新館長のことや、パルテノン多摩の視察もしたいなと思っているので、館長ともそのとき意見交換ができればと思っている。よろしく願います。

それでは、次が4番。

須田くらしと文化部長 それでは、4件目である。旧北貝取小学校跡地整備事業の進捗状況と今後の予定についてということである。本件については、現在整備を進めている旧北貝取小学校跡地整備事業について、その進捗状況と今後の予定などについてご報告するものである。

詳細は、古谷文化・生涯学習推進課長からご説明する。

古谷文化・生涯学習推進課長 協議会の4、旧北貝取小学校跡地整備事業の進捗状況と今後の予定についてご報告をさせていただきたいと思う。資料は、協議会資料4をご覧ください。

前回3月の子ども教育常任委員会で報告された以降の、この事業の進捗

状況と今後の予定について、ご報告をさせていただきたいと思う。

まず、大きな項番の全体の進捗状況である。まず（１）の整備の工事の状況であるが、こちらは昨年１月２３日から着工させていただいて、来年の１月７日の竣工に向けて、改修の工事を進めているところである。工事工程については、現在順調に進んでいるということで、予定の期間内に竣工ができる見込みである。

続いて、指定管理者の指定についてであるが、３月の議会に指定管理者の指定について議決をいただいて、現在、指定管理者、下に書いている多摩コミュニティパートナーズと、今後、年度協定と基本協定を今月中に締結をするということで、７月から開館準備業務に携わっていただく予定である。

続いて、施設の名称についてである。

前回３月の議会のときには、こちらの施設については、多摩市立市民活動・交流センターと教育委員会のほうで所管をする多摩市立多摩ふるさと資料館の２つの施設がこの敷地の中に配置されるので、全体を総称する愛称が必要であるということが、認識がされているところである。

この愛称決定をいつにするのかということで、前回のときには、開館前の９月のときまでには、愛称を決定したいと考えていたが、ここの施設の名称について考えるときに、市民公募でやるのか、ネーミングライツの導入を検討する必要があるのかどうなのかということ、前回ご説明もさせていただいたとおりである。

検討の結果、この施設の性質というのが、ここに書いているように、市民の多様な主体的な活動の場や交流の機会の提供、そして、郷土文化財の収蔵・見学等を主な施設機能としているということから、また、市民活動・交流センターについては、指定管理者のコーディネートのもとで市民参画による運営が想定されているということで、愛称については、施設の特性を踏まえて、市民に愛着を持っていただける名称にするということで、検討したいと考えた。

また、その導入の時期については、開館後、市民参画を得ながら丁寧に検討していくということにした。愛称というのは、その施設を使っていく中で、市民の皆さんでこの名前ってこういうのがよいと考えるほうが、行政

が主導して、ここの愛称はこういうふうにするということを公募するにしてもやっていくよりは、もう少し使いながら決めていくほうが自然な形なのではないかということで検討して、そのような形で開館後、やっていきたいと考えている。

今後の予定については、下に書いてあるとおりである。今月中に指定管理者と基本協定と年度協定を締結して、7月から指定管理の開館準備業務を開始していく。10月には、利用団体の登録の受付の開始を行って、1月の改修工事の竣工を待った後に、4月からの申込みを3か月前ということで、1月から利用申請の受付の開始をしていく。

竣工後検査が終わった施設を2月に指定管理者に施設の引渡しを行い、3月中に内覧会を行って、4月の開館ということを予定している。

以上である。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

大野委員 今のご説明だと、端的に言うとネーミングライツではなくて、開館してから状況を見たりいろいろなご意見をいただきながら決めるということであるということで受け止めてよろしいか。

古谷文化・生涯学習推進課長 おっしゃるとおりである。

大野委員 例えばネーミングライツはどこかの何とか、例えばたまっこ何とかとか、最初に企業名が入ってから、次に、愛称をつける発想というのは特になのか。

古谷文化・生涯学習推進課長 ネーミングライツを公募をするとすると、大体今多摩市でネーミングライツを導入している施設というのは1つだけであって、総合福祉センターの二幸産業・NSP健幸福祉プラザさんである。大体企業名が入ってくる。企業さんのほうでご提案いただくという形になるので、そこに一定の条件を付加するというのは難しいのかと思う。

須田くらしと文化部長 施設の名称、いわゆる愛称的なものについては、この施設の特徴というのか、趣旨を考えると、市民が運営にも携わっていただきたいといった中で、市民自身でどういう名称にするかといったことに関わっていただくことも必要なのかとも思っている。

そういう意味で、オープン前にということではなく、実際に運営が始まっ

てから、どういう形で整備をするかということを含めて考えていきたいというのが今回のご説明ということである。

ネーミングライツについては、市全体の考え方の整理なども併せて出てくるだろうし、この施設について、それを導入するといったことでは今のところはないが、今後どういう形で整理ができるかということも併せて、今後の検討に譲っていくというのが今のところの考え方ということである。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

次は、5番の温水プール・総合福祉センターの指定管理者制度の更新スケジュール概要についてである。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長 それでは、報告案件である温水プール・総合福祉センターの指定管理者制度の更新スケジュールの概要についてご説明する。

温水プールと総合福祉センターは平成20年度以来、一体として指定管理者制度を導入してきた。令和3年4月からの現在の指定期間は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、令和2年7月にその期間を1年に変更することを決定したので、令和4年3月31日をもって終了する。

これまで指定管理者制度により、効率的かつ安定的な運営が行われていることから、令和4年4月以降についても温水プールと総合福祉センターを一体として、指定管理者制度を継続して導入していく。

更新スケジュールについて報告するものである。資料をご覧くださいればと思う。

指定管理者制度の導入の理由、公募指定期間、概要を記載しているところだが、導入の理由としては、先ほども申し上げたように専門事業者のノウハウを生かして、市民サービスの維持向上や効率的な管理運営の実施、安全性の確保が期待できるというこれまでの経緯を踏まえて、継続するということになる。

それから、指定管理者については、今回は条例の第2条に基づき公募することになる。指定期間については、令和4年4月1日から令和9年

3月31日までの5年間とする。

それから、これも継続ということになるが、利用料金制の導入をし、利用料金を指定管理者の収入とすることにする。なお、利用料金のみでの運営は困難であるので、引き続き指定管理料との併用とすることになる。業務については、こちらに記載してあるように施設の管理、利用の承認、利用料金の徴収などを行う。

スケジュールだが、7月に募集を行う。8月には、指定管理者候補者選定委員会にて審査を行い、9月に、議会には常任委員会に選定状況について報告する。10月に個人情報保護審議会に諮問をし、12月に指定管理者の指定の議決を得るべく、議案として提案、提出する。それから12月、議決を受けてから、指定管理者の指定の公表、1月に本協定の締結、4月から管理運営の開始ということになる。

説明は以上である。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

遠藤委員 先ほど大野委員からもご質問があったネーミングライツの件だが、こちらに導入されていると思うが、この契約の詳細を伺えるか。

松崎福祉総務課長 総合福祉センターのほうで、年間100万円で契約をさせていただいている。

遠藤委員 契約の年数とか、その辺ももう少し詳しく伺いたい。

松崎福祉総務課長 失礼した。ネーミングライツの契約だが、今年度、指定管理者と同じ期間でネーミングライツの契約をさせていただいているので、今年度をもって指定管理のほうを終了するというので、ネーミングライツも今年度1年間で終了という形になる。

遠藤委員 そうすると、例えばもし次の指定管理者が変わればという話になるのかもしれないが、その後の話や横浜スタジアムとかも、タームタームでいろいろな交渉があるようであるが、今後のネーミングライツの行方とか、そういったことも伺えるか。

松崎福祉総務課長 ネーミングライツの今後だが、今年度は下期に今後の更新に向けて選定というか、取り組みを進めていくような状況になるので、令和4年度以降に向けて、下期に契約の更新という形で手続を進めていきたいと考えてい

る。

岸田委員 指定管理者を公募する理由のところに、民間経営の発想やノウハウが生かされることと書かれているが、こちらの温水プールとこの総合福祉センターのほうが建物としては隣同士でつながっているという部分で一体的に指定管理者制度を継続するということだが、施設の内容というか、片やスポーツするような温水プールで、片や総合福祉センターってカラーが違うのかとも思うが、そこら辺の発想やノウハウが、そういうカラーが違うものを一体的に指定管理者制度にするというのは、どういった利点というか、よさを感じていらっしゃるかという部分を伺いたいと思う。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長 総合福祉センターと温水プールについては、施設の特性上、清掃工場からの温水の供給を受けているということで、設備的にもつながっているというところが1つ大きな特徴としてある。なので設備の管理が一体であるというところが1つ大きなところになる。

それから、施設の性格として福祉の施設とスポーツの施設とあるが、現在の指定管理者もそうであるが、ジョイントベンチャー、共同企業体という形で、複数の事業者が共同事業体を形成して、指定管理者となっているところである。そのため施設の管理の部分、施設の運営の部分というところでのそれぞれの強みも出しているかと考えている。

今後、応募が予想されるが、その中でも施設の特性等を踏まえて、応募する事業者はいろいろあるかと思うが、そのような形で1社単体で全てを賄うという形だけではなく、共同企業体という形で一体として運営するという体制を取ってくるということも考えられるかと思う。

大野委員 今回は指定期間を5年とするとあるが、以前はどうだったのか。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長 指定管理の期間については、最初の第1期のときには3年、その後5年、5年で、現在の指定期間は新型コロナ対応ということで、1年ということになっていて、今度の公募に当たっては、また5年ということである。

大野委員 5年というと、例えば清掃工場関係もたしかそうだったと思うが、つまり何か急に変わられても困るような、市民生活に支障があるようなことだ

から、指定期間は5年だというのはほかのことで説明を受けてきたような気がするが、例えばこの温水プール・総合福祉センターについては、ここでは効率的、安定的なところがあると思うが、こういうところが急に変わっては困るというのがもしあるとすれば、理由として教えていただきたい。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長 指定期間については、市として、5年というのは1つの目安としているところもある。頻繁に交代をする、更新をするということになると、長い指定期間の中で計画的に事業者のほうに取り組んでいくということを見込んでいるところもあるが、それが短いサイクルでの更新となると、施設に対しての運営のあり方、経営のあり方の部分での安定性というところは課題になるかと思われる。企業の指定管理者としても、長く運営するというのが1つのメリットとしてあると考えている。

大野委員 もちろんそういう請け負っていただくところがきちんと安定したところでないと、市民が影響を受けるから、そういう発想は大事だと思うが、先ほど遠藤委員もおっしゃったネーミングライツのことも多分今後、もし指定管理が仮に変わったらどうなるのかという視点もあったのだと思うので、そういうお話が出たのかという気もするが、これはこちらの思いだが、例えば別にきちんと運営さえ、あるいは管理さえしていただければ、やり方が変わるわけではなくて、それがきちんとしていただければ、失礼だが、どこの会社だろうとやっていただければよいというものもあるわけで、それを頻繁に変えることのデメリットとかがもしあるのであれば、そういうことはどうなのかという意味でお聞きしたつもりだったが、その辺りはどうなのだろうか。

何かそういう決まったことを同じように、ほかの会社がやってもできることだったらよいのではないかなと、乱暴な見方をすればそういうふうにも思えるが、そういうわけにいかないという部分があれば、その辺り、こういうところが5年でやってもらわなければいけないというのがあれば、知りたいという意味でお尋ねしたが、もしお答えがあれば教えていただけたらと思う。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長 施設の運営といったときに、運営のあり方として業務委託で、運営の業務を委託するという手法と、指定管理を導入して、公の施設の管理運営を行うという方法があるかと思う。

その中で指定管理の考え方とすると、一定の期間、責任を持って、その施設の管理運営に当たっていただくと。その中で、民間企業が持っているノウハウ等を生かしていくと。それが指定期間が一定の期間が定まっている中で、自主的にそれを発揮していただくということを期待しているということも指定管理の制度の1つかと考えている。

遠藤委員 今お話しになったところだが、指定管理、先ほど岸田委員や大野委員がおっしゃっていたが、これまでの経過として、具体的にどういうふうな民間のノウハウや合理的なお考えやフットワーク、機動性が生かされたのかということのを伺いたい。

というのも単に民間に指定管理を出したら安いとか、指定管理の場合は、そんな別に安くもないわけだが、ただそれだけではメリットが弱いと思うので、機動力や裁量がどれぐらいあるかということがこの肝なのかと思うわけだが、例えば市内料金と市外料金の違いをなくせるとか、そもそも市民に負担してもらった料金も変えられるとか、オープンとクローズの時間を変えられるとか、どの辺までこの裁量があるのか、もうがんじがらめに縛られて指定管理を任せると、単なる委託だと思う。その辺のことを伺う。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長 今委員からご指摘あったように、利用料金のあり方については、条例で定められている金額を上限額とする形で、その中で、指定管理者が設定することができるということにはなっている。それからあと、開館時間等のことだが、それらについても利用の条例の中で定めはあるが、その中で、今度は具体的な提案などがあれば、また、新たな運営の開館時間を設定することも考えられるかと思う。

ただ、その条例の改正等が必要になる場合は、条例の改正にも関わってくるということはあるかと思う。

遠藤委員 開館と閉館の時間や料金は全部条例に書き込んであるのか。そうすると条例改正という話になるから、指定管理の業者が条例改正してくれなんて

現実的には言えないと思う。バッファーがあったり、その裁量の幅がある程度ないと、先ほども申し上げた繰り返しになるが、指定管理のよさが失われると思うが、その辺の見解をお願いします。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長 条例で定められているところの部分は確かにあるが、その条例の定めのない部分において、自主事業として行うこともできるので、その部分については、条例の定めのない中で、指定管理者側が工夫をしているところもある。

遠藤委員 それが具体的にどういうメリットやスケールメリットやベネフィットがあったのかというのは一番最初に伺った。お願いします。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長 施設の運営の中で、プールの場合で申し上げますと、指定事業ということで、市からこの事業をやってほしいということを指定事業として定めているものもあるが、自主事業ということで、指定管理者が利用者の応募、要望等を受けながら、自主事業として実施している事業などがある。主にはそちらの自主事業の部分のほうで、1つの効果のある部分であるかと考えている。

三階委員長 具体的に言ったら。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長 今手元に細かい資料がなくて申しわけないが、水泳教室やヨガ教室などを行っている。プールで行うものもあるし、ミニスポーツホールというところで行っている事業などもある。

遠藤委員 市民温水プール設置及び管理条例を読むと、極めてかなりタイトに細かく書いてある。別表のとおり金額が決まっているとか開館時間とか、これを1つずつ変えてほしいという条例改正という話になったら、先ほども言ったが、業者さんからこれはやりにくいので条例変えてほしいと、力関係上、言いたくても言えないと思う。なのでそういった条例改正や規則についても協議する場所をきちんとつくっていただいて、むしろこちらからどうかと聞かないと、向こうから言い出すというのは、しかも5年に一遍更新していく中で、契約の関係上簡単ではないと思う。その辺の定期的な協議はされているだろうが、先方の本音を聞くようなことをしないと、指定管理のよさがなかなか発揮されないのではないかという危惧を持っているので、そこ

をぜひ善処いただきたいと思うが、見解を伺う。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長 指定管理者とは、毎月1回定例的な会合を持っている。細かな運営のところもあれば、大きな運営上の方向性などを確認するというところで、その中で情報交換をお互いに行っているところである。

三階委員長 ほかに質疑ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終了する。

次、6番、東京オリンピック・パラリンピック推進事業の進捗状況についてである。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長 それでは、東京オリンピック・パラリンピック推進事業の進捗状況についてご説明する。

東京2020オリンピック・パラリンピックの開催まで40日を切ったところである。市内では、7月10日土曜日に聖火リレー、24日土曜日、25日日曜日には自転車競技ロードレースが行われる。また、ロードレース当日には、武道館を会場としてロードレースの魅力を紹介するためのコミュニティライブサイトを開催する準備なども進めているところである。また、台湾のオリンピックバドミントンチームの強化練習については、残念ながら実施されることはなくなったが、アイスランド共和国のオリンピック・パラリンピック選手団の事前キャンプの受入れに向け、同国の関係者との調整なども進めているところである。

市としては、新型コロナウイルス感染症の感染防止に取り組むことを基本として、これらの事業などにも取り組んでいく。本日は組織委員会の動き、事前キャンプの準備状況、オリンピック自転車競技ロードレース、聖火リレー、多摩市ゆかりの選手の応援プロジェクトなどの準備状況について報告する。詳しくは齊藤オリンピック・パラリンピック推進室長が説明する。

齊藤オリンピック・パラリンピック推進室長 資料に基づいて、東京オリンピック・パラリンピック推進事業の進捗状況について、ご説明、ご報告させていただきたいと思う。

先ほど小林部長からもお話しさせていただいたとおり、もう来月に、オリンピックの開催が迫ってきた。開会式までは36日、聖火リレーについては、あと23日ということである。

まず、1つ目である。アイスランド共和国オリンピック・パラリンピック選手団の事前キャンプである。事前キャンプの調整状況であるが、資料にあるとおり、まだ来日選手、出場選手が確定していない。アイスランド側との調整の中では、今月末ぐらいということで連絡が来ている。オリンピックの最終エントリーは7月5日ということになるので、その状況を待つということで、今調整を進めている状況である。

選手団と市民との交流であるが、このコロナ禍ということがあるし、また、選手がどれだけ来られるかという確定がないものだから、現時点ではオンラインの交流を中心に検討を進めているところである。また、パラリンピック選手団については、パラリンピックの開幕8月ということで少し余裕がある。できるだけ練習見学等も含めて直接の交流、そういう機会を設けたいということで、ただいまアイスランドのパラリンピックチームと交渉、検討を進めているという状況である。

続いて2つ目、ホストタウン関連事業である。多摩市×アイスランド共和国ホストタウン記念、また、多摩州市制施行50周年ということで、記念フレーム切手の発売を郵便局さんと一緒に準備を進めてきて、明日6月18日、販売開始という運びになっている。1シート920円ということで、84円切手が5枚で1セットとなっているものである。ちょっと粗い原稿だが、このような形のを、こんな形で用意させていただいている。非常にまだ絵が粗いが、本物に関してはまだちょっと手元にないもので、申しわけないが、このような形でのご提示ということを予定している。発行部数は500部ということで、市内の全郵便局で購入可能である。たま広報等でも市民の方々にご周知させていただいている。

続いて、多摩センター夏まつり2021、アイスランドWEEKの開催ということで、日程としては、来週6月21日月曜日から月末の30日水曜日までということで、パルテノン大通り、ココリア多摩センター、丘の上プラザの場所で、多摩センター夏まつり実行委員会の皆様で主催ということで、

開催をしていただくものである。内容については、こちらの資料に書かせていただいているとおり写真展、観光案内、物産販売という予定である。

続いて3点目、学校給食でオリパラ応援給食を提供をさせていただいた。献立については、こちらに書かせていただいているとおり、アイスランドの家庭料理を模したものや、あとスキルと申して、アイスランド特有の乳製品というものである。こうしたものを献立表に、アイスランドの食事の紹介、また、国の紹介と併せて児童・生徒に提供させていただいたものである。

2ページ目に移ってほしい。続いて、オリンピックの自転車競技ロードレースについてである。こちらについては、まず最初に自転車競技ロードレースの事前学習プログラムということで、オリンピック、アテネオリンピックで自転車ロードレースの代表で出場された田代さんである。あと元プロレーサーで、今、ツアーオブジャパン等の監修をされていらっしゃる栗村さんとトークショーをしていただいて、また、その後自転車シミュレーターを使ったレース風のイベントを動画を撮って、編集をした上で、市内の小・中学校の児童・生徒の皆さんが、オリンピック学習に使えるような教材という感じで編集をし直して、多摩市の公式ユーチューブチャンネルのほうで公開をしているものである。こちらは6月3日のサイドブックスにて情報を提供させていただいたものの内容である。

続いて、(2)オリンピック自転車競技ロードレースに関する周知についてということで、まず、地域説明会を開催させていただいている。4月24日、4月27日ということで、たま広報3月20日号や自治会、町会、管理組合の代表者の方々にこの説明会の開催案内を送らせていただいて、2日間の説明会ということでさせていただいた。事業者の方が結構比率的に多くご参加いただいて、説明会を行ったというものである。

また、たま広報、ホームページ、チラシ等も作って、今後開催までの間、周知を図っていきたいと考えている。

最後⑤番のところ、組織委員会が実施する各種広報活動ということで、3ページの上段のところ、組織委員会のほうで予定されているもしくはもう実施している広報活動について一覧をさせていただいているので、ご覧いただければと思う。

続いて(3)番、コースサポーター活動説明会の開催ということで、こちらは先週の土曜日、日曜日の2日間で5こまということで、コースサポーターの方々の活動説明会を開催させていただいた。一昨年、テストイベントを開催したときの反省をもとにして、組織委員会から、このコースサポーターのリーダーを自治体の職員で担っていただきたいという要望をいただいている。ボランティアコースサポーター10名に1名の職員ということで、コースサポーターリーダーも今研修を行っているが、このコースサポーター活動説明会にも出席をして、それぞれワンチームなるコースサポーターとサポートリーダー、顔合わせと情報交換、意見交換などもこのコースサポーター活動説明会の際に、行わせていただいたというものである。また、欠席された方については、別途私ども当室のほうで、対応して受講いただく予定である。

(4)番、当日の活動体制である。本部と駅ペデ上でのご案内等で、職員については15名、今申し上げたコース上の対応ということで、コースサポーターリーダー、主に60名で、コースサポーターが228名ということで、準備のほうを進めているものである。そのほか、下のほうに書かせていただいているが、TIC(多摩市国際交流センター)で語学ボランティア育成講座を受講された方を中心に、延べ23名の方々に、駅でのご案内の対応をお願いしたいと思っている。

また、東京多摩グリーンロータリークラブさんからもお申出をいただいている。この2団体さんについては、テストイベントのときにも同様のご協力をいただいていたということで、そうした体制を整えて本番の競技につなげたいと考えている。

続いて、4ページに移ってほしい。こちらが聖火リレーである。オリンピック聖火リレーに関する周知についてというところで、沿道事業者及び沿道住民への交通規制の周知ということで、こちらに関してはテストイベント等行われていないので、コースに接道している事業所及び住宅の皆様の方に、先んじてポスティングもしくは郵送ということで、聖火リレーの概要についてお知らせをさせていただいた。

その後、地域説明会を2日間開催し、それぞれご出席いただいたという内

容が②番のところである。また、6月5日号のたま広報について、折り込みのA面1面を使って、交通規制内容を市内全体にご周知させていただいたとともに、チラシ、ポスターなども掲出して対応していきたいと考えている。

現在東京都のほうが、告知看板を設置する準備を進めている。今、基本的には道路構造物に設置になるので、それぞれの管理者に占用申請されているということで、許可が下り次第、掲示ということで、今後ルート上の道路構造物に設置されていくという内容である。

続いて5ページに移ってほしい。聖火リレーサポーター活動説明会の開催ということで、こちらは今週の土曜日、日曜日に予定をしている。本庁横西の会議室を使って、6回に分けて聖火リレーサポーターボランティアの方々に、活動説明会を予定しているところである。

次に、当日の活動ということで、聖火リレーについては、出発式会場、先日来ご報告させていただいたとおり、多摩市役所の地下駐車場が出発式会場になっている。あと多摩市役所を出て乞田五差路、そして鎌倉街道、北上して新大栗橋交差点を左折して、聖蹟桜ヶ丘までということで約3.8キロ、こちらの沿道含めて、職員で78名、また、聖火リレーサポーターボランティアの方々に250名、合計328名で対応していくという内容である。

最後、出発式である。概要として7月10日、都内の聖火リレー2日目である。スタート地点である多摩市役所の地下駐車場を使って、開式が9時30分、約30分のセレモニーということでの予定をしている。プログラムについては、落合中学校吹奏楽部さんの演奏から始まって、聖火リレートーチへの点火、フォトセッションということでの予定をしている。

現在、観覧希望をいただく皆様の募集を行っているところである。現在、定員220名というところで、既に定員の倍ぐらいのお申込みを頂戴しているというありがたい状況である。こちらについては今週いっぱい受付をさせていただいて、抽せんの上、皆様に出席可、不可含めて、ご連絡させていただくという予定をしている。

次、5番でパラリンピック聖火関係ということである。オリンピックと同様パラリンピックも聖火がある。ただ、パラリンピックの聖火については、

どこかから取ってきて持ってくるということではなくて、各開催国、開催地のそれぞれの火を起こして、それを集めていくということと、あとイギリスのストック・マンデビルで採火した火を合わせて最後集火して行って、パラリンピックの火にするというていである。

多摩市においても、この採火式を、多摩センターの三角広場で開催させていただき予定でいる。多摩市で採火したものを東京都集火式にお持ちし、東京都の火が、今度は全国46道府県の火と、あとストック・マンデビルから持ってこられた火と一緒に、最後、パラリンピック聖火になるということで、8月20日に、こちらの集火式が開催されるということである。

次の6ページに移ってほしい。まず最初の(1)であるが、東京2020パラリンピック聖火採火式ということで、多摩市の火を採火するために8月20日、多摩センター三角広場で朝の8時半から9時10分ということで、採火式を開催したいと思っている。参加者についても7月5日号のたま広報でお知らせし、募集をしていきたいと考えている。

定員については、100名ということで、応募者多数の場合は抽せんをさせていただきます予定である。この採火式、ろうそくを参加いただいた方々に持っていただいて、子どもたちが火を起こしたその火をろうそくりレーという形でつなげていただいて、最後1つの火にして、多摩市のパラリンピックの火という形で、東京の集火式に持ち込みたいと考えている。そのためろうそくづくり、こちらを児童館とタイアップして、市内の児童の皆さんにつくっていただいて、なおかつ採火式にも参加していただくということで予定をしている。ろうそくづくりについては、市内の児童館8館で実施をして、7月14日から31日までの間で、それぞれの館の状況に応じて、児童の皆さんにろうそくをつくっていただくという予定である。

この8月20日の日、ちょうどお昼ぐらいに東京都の集火式という予定である。新宿ということで細かい場所まではまだ公表されていない。この集火された東京都の火を各都内の62の市区町村については持って帰って、夜の全国集火式までの間は、東京都の火の聖火を展示してもよいというお話になっている。

パラリンピックの聖火、オリンピックに比べてやはり周知度が低いとい

うことであるので、多摩市についても市内4駅の近くで、こちらの資料に書かせていただいているとおり、聖火ビジット、聖火の展示ということで、8月20日3時から7時までということで、市民の皆様にご覧いただけるような仕掛けをしていきたいと考えている。

続いて、6番、多摩市ゆかりの選手応援プロジェクト。こちらは市内在住の砂間敬太選手である。競泳男子200メートル背泳ぎで、東京2020オリンピックの出場権獲得ということで報告いただいた。現在、懸垂幕、横断幕の掲出に向けて今準備を進めているところだが、ポスターについては、先日、各小・中学校に掲出いただくよう、私どものほうから学校にお送りさせていただいたというものである。また、児童館等にも子どもたちの目のつくところに、掲出をしていきたいと考えている。

7月5日号のたま広報にこの砂間選手からインタビューを取らせていただいているので、こちらのほうも掲載していくという予定である。

次に、7番、コミュニティライブサイトの事業ということである。こちらについてはご説明しているとおりであるが、7月24、25日、ロードレースの開催される時間帯に合わせてライブ配信で市民の方々に、目の前で応援した選手をゴールまで見ていただいて、応援いただくという予定で開催の準備をしている。場所は多摩市立武道館ということで、定員600名で事前申込み制にさせていただいて、応募者多数の場合は抽せんということで、こちらについては6月20日、この週明けから7月5日までの申込みということで対応させていただきたいと思っている。

こちらだが、もともとは好きに来ていただいて、見ていただくということであったが、コロナ感染症対策ということで事前申込み制が先月認められたことによって、今回は運用の見直しを行って、事前申込み制ということで市民の方にご周知し、そして、対応していきたいというものである。

8番目、自転車競技ロードレースの8市連携事業では、密にならないイベントということで企画させていただいているものである。6月3日のサイドボックスで情報をご提供させていただいているので、詳しくご覧いただければと思うが、イベント開始については、週明け6月21日月曜日からということで予定しているものである。

最後にコミュニティライブサイト5市連携事業だが、こちらについては、自転車ロードレースの観戦情報誌を作成して、オリンピック競技の観戦について、楽しんでいただけるような準備をしていきたいと思っている。こちらについては、7月上旬に各公共施設に配布するが、併せて多摩市の小・中学校で、児童・生徒の皆様にも1部ずつ配布ということで今準備を進めているというものである。

長くなって申しわけない、説明は以上である。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

安斉委員 アイランドからまだ返事が来てないという状況の中だが、例えば多摩センター夏まつりでアイランドの紹介をやるとか、学校給食でオリパラ応援給食を提供するとか、これは私はやったって別に悪くはないと思うわけだが、もし来ないということで、例えばその一番上のほうに書いてある選手団との市民交流だとか、そういったことは中止になる可能性もあるのかどうか、まずそこから聞きたいと思う。

齊藤オリンピック・パラリンピック推進室長 説明が不足申しわけない。選手が来ないということではなくて、人数と種目がまだ固まらないという状況である。オリンピックについてはまだ最終的なところ、詳しいところはないが、パラリンピックについては、出場権という意味では水泳が2名、陸上が2名は間違いはないという報告をいただいている。その種目や人名、またプラスアルファ今ちょうど世界の最終予選が実施されていて、その結果、例えば陸上であれば世界陸連や水泳であれば世界水連から枠があって、その結果に基づいて出られる、出られないと最終的に決まる選手が多らしいということで聞いている。それが大体6月末だろうということで、そこが固まってからということで調整していきたいというものである。

安斉委員 アイランドから来ないわけではないということにはわかったが、ただ、私もこのアイランドのホストタウンに多摩市になったときに物すごく期待をしたわけである。それはスポーツだけではなくて、ここのお国柄というか、ジェンダー平等でも世界トップであるし、環境も日本に似ているということで、本当に2020年の新春号のたま広報で、市長と副市長とアイランドの当時の女性大使との対談に非常にわくわくしたという思いはあるが、

まさしくこのコロナの中で、しかもまだ感染状況が安心できないという中で、それでも菅首相をはじめ政府のオリンピックの要人の人たちはやるという方向なのだろうと思うわけだが、そういう中でせめて聖火リレーをリレーにするのではなくて、自治体によってはリレーはしないで、自治体同士の引継ぎみたいな式典だけに終わらせて走らないということもあるけれども、多摩市は今のところ、これを見るとやはり走るという予定だと思うが、その点についてのお考え。

それからもう一つ、自転車のロードレースのほうだが、人数制限は今お話を聞くといろいろとあるのかと思うわけだが、実際そこに観客を動員するということになっていくと、制限した人数だけで収まらないともなるのではないかと思うが、その辺りを伺いたいと思う。

齊藤オリンピック・パラリンピック推進室長 今ご質問いただいたが、まず、聖火リレーである。聖火リレーについては、実施の判断をされるのがそれぞれの都道府県の実行委員会というところで、都道府県と実行委員会と組織委員会での判断という形になると聞いている。その上で実施される場合でも、感染症対策、密を避けるというところで、聖火リレーについては今NHKのライブ配信もしくはNHKの夜のハイライト等で流れているが、聖火ランナーが走っている前に車列が大体100メートルから100メートル超えの車列が実は3つに分かれて走っている。聖火ランナーが走っている車列というのは一番最後の第3車列ということで、第1、第2、特に第1が5分か10分前ぐらいに出ていくというところで、要は密対策ということで、沿道でご覧になっている方々にお声をかけているそうである。

その密対策でお声をかけて、それでも解消されないもしくは危険があると判断した場合には、聖火リレーのスキップ、要は例えば2区間から4区間は飛ばして、5区間から始めるという運用もあるそうである。場合によってそれが全区間に及ぶ場合は、例えば多摩市の聖火リレーはコース全体スキップするということも運用上準備がされているという話は聞いている。事前に中止もしくは先ほど委員のほうからお話あった舞台上での式典という見直しもあるし、場合によっては当日の沿道の観覧者の状況によっては、そうした対応も取れるように準備がされているということで、報告を受けて

いるものである。

その上でこの自転車競技ロードレースであるが、ご案内のとおり、公道を使って行うものということで、沿道についても通常の通行人の方は必ずいらっしゃるだろうという前提である。その中で、今組織委員会としてはどのような形でお声かけをするかということについて今検討しているということである。具体的に申し上げますと、競技状態でのお客様を入れる、入れない、入れた場合にどのぐらいの上限にするか。それに準じた形で沿道対策というのも考えていくという説明を受けている。

その上で、やはり沿道を使うということであると聖火リレーと同様ということがあるので、その聖火リレーでの運用をもとにしながら、具体的な対応についても決めて、また、周知をしていきたいということでの報告を受けているところである。

安齊委員 例えば自転車競技ロードレースだと、そのスキップがあったりとか少しやり方を見直すという対応がされると伺ったが、それも組織委員会とか、あるいはまた都のほうが関与してくるのかと思うが、市としての判断は全くできないものなのかどうか、そこを伺いたいと思う。

齊藤オリンピック・パラリンピック推進室長 市としての判断というところと非常に難しいところがあるかと思うが、これまでも例えば多摩市の場合、リレーがつながれていくが、そうしたところで例えば意見を聞いていただくとか、どちらかに聞いてほしいということではなくて、多摩市の意見を聞いていただいたり、東京都の聖火リレー実行委員会の事務局のほうと、いろいろそういう意思の疎通は細かく取っている。多摩市のことは口幅ったいが、例えば多摩市民の方、市の職員のほうが東京都のリレー実行委員会事務局の職員よりも、よくご存じと思う。そういうところも含めていろいろとまたご意見を聞かせてほしいという話があるのだろうなと想像しているところである。全く口が出せない、全く意見が言えない、全く聞いてもらえないということはないと理解していただければと思う。

安齊委員 要望だが、私は今のコロナの感染状況を踏まえて、ぜひとも多摩市としても独自の判断をしっかりと東京都、あるいはまた組織委員会のほうにも伝えていただくように要望して終わる。

大野委員

申しわけない、少し関連するが、今の状況だと例えば6月20日に緊急事態が解除されて、でも、仮に感染状況が必ずしも改善しないという状況が生まれて、でも、オリンピックは予定どおりやっていくのだといったときに、今のお話もあったように、市独自の判断というのが、意見の聴取はあるかもしれないが、なかなかしにくい。しにくい部分があるのかもしれない。

そういった中で、庁内として例えば仮に感染状況が改善されない場合にこういったところを気をつけなければいけないとか、今回も職員の方やサポーター、沿道に出られる方が自転車競技ロードレースも聖火リレーもいらっしゃると思うが、例えばそういった人たちは年齢にもよるのかもしれないが、ワクチンとかで何か特別なことがあるとは聞いてないのでそういうものないだろうし、あと、吹奏楽で中学生の方もいらっしゃるから、そういったところはきちんと距離を置いてやるとかいろいろ工夫のしがいがあると思うが、沿道とかそういうところになると、仮に感染状況が改善されてなくても、イベントはやらなければいけないみたいな場合にどう対応するのかというのが問われるかなと思うが、そういった議論というのは庁内にあるのだろうか。

齊藤オリンピック・パラリンピック推進室長 感染状況が改善されないというご指摘があった。本当に例えば緊急事態宣言が継続しているとか、まん延防止等重点措置の適用地域となっているということであれば、例えばこれまでの聖火リレーで申し上げると、他の道府県の状況を見ると、中止というか関係者だけのセレモニーに移っていくという形になるのかと思っている。

それが許す状況かどうかという判断というのは、それぞれの自治体の意見を聞いていただきながら、最終的に判断されるだろうというところで、聖火リレーにはそのように考えている。自転車競技ロードレースについては競技ということになるが、例えば極端な話で言うと、地震や天候不良の場合に、東京からゴールの富士スピードウェイまで実施できないことももちろん想定されている。そういうときのためのプランというのは、組織委員会で作成されていると聞いている。内容まではこちらに報告は来ないが、そういうことで、同じように非常に感染状況がひどくて、市民の方々に危険が及ぶということで判断がされれば、今までの話を総合すると、最終的にはそうし

た対応も取ってくるのではないかなど。ただ、それはあくまでも主催の組織委員会であったり、その場合には多分 I O C や国際競技連盟と調整もあるのではないかなど想像しているが、そういうところの準備もされているのではないかと考えている。

大野委員

今のお話だと、本当にそういう状況が見られれば、当然そういう配慮が働くということを多分前提にされているということだと思う。ただ、ここから先が難しいのは、どこをもって感染がひどいと言えるのか、ひどいとかまだ改善されてないと言えるのかどうかみたいところで、いろいろな意見がもし見られるような場合、明確な判断がそのときに何をもってというのは私もわからないが、少なくとも今の状況では、私自身は必ずしも改善に向かっていて、絶対的に向かっていないとは思っている。あるいはいろいろなぶり返しもあるかもしれないという危険性があつたりとか、あるいはワクチン接種が絶対ではないが、それが絶対的に進んでいるわけではないにもかかわらず、国民の健康、安全が絶対的にこれで大丈夫だみたいなことが言えない中で、大丈夫なのだろうかという疑問の声は否定できないと思っている。

にもかかわらず、これはもう政策判断や考え方の問題だと思うが、もしそういう議論がある中で、でも、一応イベントをやるとなったときに、先ほど言ったように、沿道の人たちも特に大きな規制がないということを前提にした場合、考え方が両極端にあることも生まれると思う。そんなときにこういうサポーターの人たちに対しての配慮だつたりというのは、今のところは特別ないと理解してよろしいか。

齊藤オリンピック・パラリンピック推進室長

説明が足らずに申しわけない。サポーターの方々への配慮であるが、もともとオリンピックが1年延期になったときに、要はワクチンの話もあつたし、そうしたものをただ間に合うかどうかという中では、ワクチンやそういうものに頼らずにきちんと感染予防対策をした上で実施するというところが、まず最初にあつた。

今回の例えばコースサポーターもしくは聖火リレーサポーターの方々に参加いただく際に、先ほどお話したとおり、本当に例えば緊急事態宣言が解除されず、非常に危険な状況が都内で続いているという話であれば、先ほ

ど申し上げたようなところもあるかなと思うが、例えば緊急事態宣言が解除されて、でも、新型コロナウイルス感染症が収束しているとはやはり思いづらい。そうした中では感染症対策というところで、マスクの着用やご本人たちの体調管理、この前、先週に説明会をさせていただいたが、本当に体調不良、それはコロナだけではなくて、暑い時期であるのでコロナの前から暑熱対策もあるが、体調を整えていただく、もしくは体調が少しでも悪いときには無理せずに、欠席、お休みいただくというところ、あとまた沿道の方々についても、密にならないようにというところで、ただ、それをボランティアの方々にお声かけしていただくというのも、少しハードルが高い。

私どもとしては、これまで手指消毒していただけるようにハンディーの、そこにアルコールをご希望される方には、もちろんサポーターの方にも、ボランティアの方にもやらせていただくつもりであったが、それと併せてリーダーである職員には、パウチか何かでボードをつくって、例えば拍手での声援をお願いするとか、大声での観戦はお控えくださいとかやろうと思ったが、ロードレースに関しては、大きくビブスに表示してお声をかけると、そこで、うん？ という反応もあったりするので、お声をかけるのではなくてビブス。感染状況がひどかったり、もしくは観戦される方が多かった場合には、有償の警備員を配置して、その方々から沿道で見えらっしゃる方々へご注意、もしくはお声かけするというのも今予定しているということに聞いている。

だから、コースサポーターの方々ご本人たちに関しては、むしろ自分が感染しないということでの対応、もしくはそのリーダーが消毒をしていただくということを考えている。また、沿道に関しては、今申し上げたような形で、場合によっては組織委員会の有償警備も含めて対応を図っていきたいというところである。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

三階委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

次は7番、令和3年度第1回多摩市子ども・子育て会議の概要についてである。

植田子育て支援課長 子ども青少年部長が不在で大変恐縮である。それでは、これから子ども青少年部において、7番から12番までの案件について所管する各課長のほうから順にご説明申し上げます。なお、7番の令和3年度第1回多摩市子ども・子育て会議の概要については、報告内容が複数あるが、②の(仮称)子ども・若者総合支援条例の進捗についてと、⑤のパルテノン多摩4階子どものエリア事業の進捗状況等については、別に案件として項目出ししているので、8番と11番のところでご説明する。また、そのほかの複数ある報告事項については、各課長ごとにご説明申し上げます。

最後に大変恐縮だが、案件にはないものを口頭で2件ご報告させていただくので、ご承知おきいただければと思う。

それでは、報告事項①待機児童数・利用状況一連報告についてを、私のほうからご説明申し上げます。資料を1枚おめくりいただいて、報告資料1-1である。

こちらは認可保育所等の令和3年度の4月の入所の待機児童状況である。新規申請者数が①の合計の欄のところ、今回622名というところ、そして、新規入所者数は、②の合計が541名ということで、旧定義である認可保育所を申し込んだけれども、保留になった数は、③の合計で81名ということになる。その旧定義から、待機児童に含まない児童、④の数値を除いていった数が新定義⑤となる。

新定義は0歳児が1名、1歳児が10名、2歳児が1名ということで合計12名となり、昨年の50名からは数字を減らしている。令和元年度から進めてきた認可保育所の新規開設が主な要因だと考えている。

そして表の下のほう、空き状況に関してだが、認可施設の全体で0歳児の空きが39名、1歳児が7名、2歳児が30名、3歳児が33名、4歳児が40名、5歳児が57名となっている。

続いて、次のページをご覧ください。こちらのほうは、報告資料1-2ということで、旧定義と新定義を地域別にマッピングした資料となる。薄く網かけしている地域が旧定義で、濃く網かけをされており、数字を括弧内で示しているところが、新定義で発生した地域となっている。全体を俯瞰して見ていただくと、傾向として新定義でカウントした地域は、駅周辺が多いよ

うな状況になっているところがわかるかと思う。

続いて、報告資料の1-3をご覧ください。こちらが地域型保育事業の利用状況になっている。保育所より少人数の単位で、0歳から2歳の子どもを保育する市の認可事業となる。大きく3つあって、まず家庭的保育事業については、平成31年度の6施設から令和3年4月は2施設減っており、1事業が閉所、もう1施設は小規模保育所への累計の変更をしている関係である。

2つ目が、小規模保育事業所は4施設ということで、全施設で49枠に対し、今回令和3年4月時点で、空きが22名ということで、在籍が27名あるという状況になっている。

最後、事業所内保育所は市内ではサクラさーくるの1施設となり、空き状況はそれぞれのクラスで1名ずつ、合計3名となっている。

続いて、次の資料、報告資料1-4をご覧ください。認証保育所の状況である。こちらについては、一番右端の合計欄が入所している児童の合計となり、市内市外含めて、下の415名の在籍児童となっている。認可保育所と同様一部空きが発生している施設が出ているところである。

続いて、報告資料1-5をご覧ください。企業主導型保育所ということで、こちらのほうは現在市内で4施設ある。令和3年4月に聖蹟桜ヶ丘駅にニチイ学館が母体のニチイキッズが開設している。

一番下の表のところだが、企業枠・地域枠の内訳となっており、市内市外も含めて64名。これは20人、33人、10人、1人、合わせた数で64名の在籍となっている。うち地域枠は27名となっている。

続いて、次の報告資料1-6をご覧ください。定期利用保育事業の利用状況である。本資料は定期利用の保育ということで、一時保育の枠を利用し、待機児童となった満1歳から2歳児について、週5日を限度に定期的に預かる事業となる。平成27年度から始まった本事業も、令和2年度頃から利用者が減少しており、令和3年度には17名の利用契約となっている。要因としては、今年度は待機にならずに、入所できている児童が多いということが挙げられるとなっている。

続いて、報告資料1-7をご覧ください。こちらが令和3年度4月の

幼稚園の入園状況である。上の囲みのところが、市内と市外を合わせた数ということで、左側が幼稚園と2号認定ということで、保育を合わせた数となっている。令和3年度で見ていただくと、合計で1,822名というところで、若干減少傾向が続いているのかというところはある。右側のところが2号認定を外した幼稚園部分のみというところで推移をご覧いただければと思う。

一旦説明のほうは以上になる。

三階委員長 この件について、質疑はないか。

安齊委員 保育園の空き状況というところ、小規模保育とかいろいろあるわけだが、コロナの影響があつて、入所を見合せているというご家庭があるのかと思うが、この幼稚園についても同様の傾向があつて減少しているのかどうか。コロナ禍によるいつきのものと見ていらっしゃるのかどうか、その辺りを伺いたいと思う。

植田子育て支援課長 幼稚園・保育園含めてだが、コロナの影響というのは一定程度あるのかと思っている。そしてまた、少子化というところも大きく影響しているのかと思っているので、こちらのほうは我々としても非常に大きな課題ということで受け止めているところである。

安齊委員 一時保育を利用した定期利用というのが、本当に待機児童が非常に多いときは、ここが待機児童解消のために使われていたわけだと思うが、今非常にここが激減しているわけだが、ただ、ここについても正規職員が1人、それからパートさんも場合によっては用意をしていかなければいけないという状況があつて、その運営に大変苦慮しているという話もある中で、去年はちょうど国のほうからの助成も出てカバーできたわけだが、今現在はどのような状況になっているのか伺いたいと思う。

植田子育て支援課長 引き続き厳しい状況であるということは、私どもとしても認識している。この課題に関しては園長会等を通じて、我々のほうとしてもしっかりと共通の認識を持って課題解決に当たりたいと考えていて、今後またさらに、これからも行われる園長会等を通して、今後なるべく予算もかけないような形で、何かよい方策ができないのか。そしてまた、子どもを預ける保護者にとっても、何がよりよい環境で、市内で保育できるような環境ができる

のかというところを考えながら、園長会を通じて、対応していきたいと考えている。

安斉委員 ぜひ園長会とよくコンタクトを取ってお考えいただきたいと思うが、認可園の定員を満たない状況とか、先ほど言ったような一時保育の定期利用だとか、園の経営にも直接はね返る問題が大変強いものなので、私は東京都も責任を取るべきだと思う。市としても、これは大くま真一議員が一般質問でも取り上げたが、対策をしっかりと園長会とも相談をしながら、また、現場もよく見ていただきながらやっていただくことを要望しておきたいと思う。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 ほかに質疑はなしと認める。本件については、これで終わる。

次は、8番の(仮称)子ども・若者総合支援条例の進捗について。

植田子育て支援課長 続いて、報告事項③と④のところである。令和2年度子ども家庭支援センターの相談状況についてと令和2年度地域子育て支援拠点事業の利用状況についてを、角谷子ども家庭支援センター長からご説明申し上げます。

角谷子ども家庭支援センター長 それでは、令和2年度多摩市子ども家庭支援センターの相談状況についてご説明する。

1番、子どもと家庭に関するあらゆる相談、総合相談の利用実績だが、新規・継続合わせて、1,114名の方の相談に応じている。全体としては2%増ということで、微増という形になっている。新規については、横ばいという形でなっている。

2番目に相談の種別及び回数という形になる。令和2年度は、全体の延べ相談数としては3万249回という形で、前年度より約3,500件ぐらい増加している状況である。

訪問というアウトリーチを、できるだけやっていきたいと所管としては思っているが、今回新型コロナの影響で、訪問を若干控えなければいけない状況になって、そういったあたりでは訪問が前年度より減って、逆に家庭が見えない状況の時期もあったので、関係機関と連絡を取ったり、ご家庭に電話で状況を確認したりということを強化したので、その意味では、電話相談

が5,000件以上ふえるという形で、全体として、増につながったという形になっている。

続いて、次ページをご覧ください。その1,114件の全体の相談の種別だが、児童虐待というところが624件、家庭に関する養育困難な案件が348件ということで、ほぼ全体の多くを占めているという状況になっている。

合わせて4番の児童虐待だけを特化した相談の状況だが、毎年虐待の通告、相談がふえているので、継続相談もふえている。そのため児童虐待の継続案件は624件ということで増加、新規については微減という形だが、横ばいで322件という形で、これは第1四半期4月から6月が前年比75%ということで、かなり見えにくくなったという状況があった。最終的にはその後、通告も通常どおりふえてきたので、昨年並みという新規の状況になっている。

5番目である。虐待の相談経路をご覧ください。児童相談所のほうがずっとふえている。これは児童福祉法の法改正によって、令和元年の10月から児童相談所から市町村に送致ができるということ。面前DVや泣き声通告、市町村のほうが望ましいと思われる案件が児童相談所のほうに、警察等から通告が入ったものが子ども家庭支援センターのほうに送致されてくるということが始まったので、その影響で児童相談所から送致されてくる案件がふえているという状況である。

昨年度、通年と異なるのは、小・中学校も4月、5月等、休校にされたこともあったが、いつもだったら市内の小・中学校からかなりご相談、通告が入っている。ただ休校というところで、子どもさんが実際行っていないということもあったので、その辺りがふだんと違って45件、もちろん多い期間ではあるが、例年に比べて減っているという状況である。

報告資料3については以上になる。

続いて、地域子育て支援拠点、報告資料4の報告をさせていただく。令和2年度地域子育て支援拠点事業の利用状況になる。今現在、地域子育て支援拠点は連携館も含めて、全部で9館で実施している。3か年の経過があるが、令和2年度の利用実績として、子育てひろばでは6万4,465人とい

うことで、前年比約80%ということで、減少となっている。

その要因として、昨年度に関するところだったら4月、5月は、2か月間全拠点、ひろばのほうを一時的に閉鎖した。その影響とイベントで今現在空けているが、予約制を取ったり、人数の制限等も行っているので、そういった要因が影響して、前年より減少していると考えている。

併せて出張ひろばというものも、毎年、各館で行っていたが、出張ひろばが複合館に入っていたりということもあって、いろいろ施設の関係上や換気の問題等で、なかなか出張相談ができず、一部、子ども家庭支援センターで実施している出張ひろばを、11月から再開したということで、こちらはほとんど実施ができないような状況だった。

併せて利用者支援事業ということで相談の事業になる。こちらのほうは、相談件数が1,761件と、前年比約161%ということで増加している。

拠点のほうは、4月、5月はコロナの関係で、閉鎖という形になったが、逆に皆さん孤立して、いろいろと相談される場所がないのではないかということを見て、いつもだったらひろばに来ていただいている方に寄り添いながらご相談に応じているが、この時期含めて、こちらから架電をするという手法を取った。その影響もあって、相談のほうが増加しているという状況である。

報告は以上になる。

三階委員長 それでは、今のところの子ども家庭支援センターや地域子育て支援拠点事業について、これについて質疑はないか。

岸田委員 新規虐待相談経路で児童本人というのがあるが、ここには3年しか載ってないので、増加傾向にここ最近あるのかというのがわかればというのが1点と、あと、どのような経路を使って本人がつながってきたのか。学校とかでも相談してねと電話番号を渡していたりとかすると思うが、その方法と、あと何かきっかけ、そういったものをもらったから電話しようと思ったのかというのがもしわかれば教えてほしい。

角谷子ども家庭支援センター長 子どもたちからの直接の相談ということでよろしいだろうか。おっしゃるように数的には3件ということで少ない状況だが、これは私も長く相談業務に就いていて感じていることだが、今は直接、お子さんか

らかけてくるのは少ないが、子どもに気づいて、先生方や保育園・幼稚園のほうから、子どもがこう言っていたということで入ってくる案件が、数としては保育園や幼稚園・学校から入ってきたという形でしか取っていないので、具体的な子どもの数というのは出しにくいですが、ただ、子ども自らが保育園・幼稚園の先生、昨日家でこんなことがあったのだ、お父さんとお母さんがけんかしていたとか、あとは小学校・中学校でも、ここをたたかれたのだということを経験した先生にお話をさせていただく、もしくは先生たちが気づいて、何か様子がおかしいな、沈んでいるな、暗いなというところでお声かけをしていただいて、担任の先生や養護の先生が気づいて、お声かけをしていただいて、そこで把握されるというところで、それで子どもから聞いたということでご連絡をいただくことが、数で出さなくて申しわけないが、今とてもふえているというのを実感しているところである。子ども自体には毎年11月に児童虐待防止推進月間があるので、SOSカードを子どもたちのほうに、学校を通して配らせていただいたりしている状況である。

岸田委員

先生や周りの大人が気づくというのが多いと感じられているということなのだが、今回の場合、休校で例年に比べて学校からの相談件数が少なかったりとか、あとコロナ禍で家庭が見えない、コロナ禍の状況ではなくても家庭の中はなかなか見えないという中では、子ども自身が気づいて、それを声に上げていくということが大事だと思うので、特に子どもが声を上げてきたというときは今もそうだと思うが、丁寧に対応して行ってほしいと思う。

安斉委員

相談種別実績を見ると、令和元年、令和2年、非常に虐待による相談が急増しているという感じがする。これはやはりコロナの影響の中で、例えば非常に精神的に親が病んでいるとか、あるいはまた経済面で収入が激減をする中で、そういう親のいら立ちがあるとか原因はいろいろあるかと思うが、この虐待相談がふえている背景にあるものについて、ご存じのことがあれば伺いたいと思う。

角谷子ども家庭支援センター長 虐待のふえている要因として、児童虐待ということが残念ながら大きないろいろな重篤の案件も全国的にあって、そういうこともあって、市民の方及び関係者の皆様の感度もかなり上がっているというこ

とと、あとちゅうちよなく通告、相談をしていただけるということは、今現在、とてもふえているなというところになる。

併せて市民の方からも気になるということでご相談いただくこともふえているので、全体的には、かなり感度が上がってきたことが大きいかと。そのためには周知活動というものを、今後も継続して強化してやっていく必要があるなというところを感じているところである。

安齊委員 確かに市民の感度が上がっているというその辺りはあるかと思うが、しかし、実際相談をされていて、特に新規よりも継続して相談を続けていらっしゃるというケースが大変多いということもあるが、背景にあるものというか、その辺りの分析はどんなふうに行われているのか伺いたいと思う。

角谷子ども家庭支援センター長 継続案件も確かに毎年新規の相談がふえているので、最終に向かうのが3か月、半年、1年、それ以上という案件がある。児童相談所と違うところは、在宅支援というのは基礎自治体が行うという形になっているので、児童相談所は施設入所、一時保護、それから短期で終わられて、その後市町村へということもある。市町村に入ってくる案件はネグレクト、その背景にやはりお母さんの養育力やご病気、それから、経済困窮や様々な要因が重複していて、それが重複していることで、注意喚起をしてもなかなか1回で終わらず、改善されない案件があったり、それから、継続して支援していかないと、子どもの安全という意味では難しいところもあるので、そういう意味では、長期に継続している案件もある。

そうした意味で、3か月ぐらいで短期で終わるものもあるが、ネグレクトの案件や心理的虐待の案件は比較的家庭支援全般という形の案件になっていくので、長くなる傾向がある。

安齊委員 私は子育て支援センターで働いていらっしゃる職員の皆様も子ども家庭支援センターの果たしている役割と、そこで働いていらっしゃる皆様の非常に重い仕事というのを目の当たりにしたりしているので、人が本当に足りているのかどうかということはいつも気になるところで、皆様方が本当に健康的に働いていかないと、こういう困難なご家庭の方たちを支援するという精神的な余裕も失われるのではないかと心配している。常々その辺りは市のほうも体制を整えると、努力するというお答えだが、率直に今の現

状と、本当に人をふやすというおつもりがあるのか、また経験もなければなかなか厳しい状況もある中で、そういう研修とかも含めて、何かお考えがあれば伺いたいと思う。

角谷子ども家庭支援センター長 子ども家庭支援センターの人材及び育成ということで話ししたいかと思う。やはり国の基準もあるので、児童虐待の新規がふえればそれだけ人の配置というものが必要になっている。所管においても、庁内において人員の要望も行い、庁内の中でも考えていただいて増員等もしていただいている状況である。

ただ、おっしゃるように新しい職員がすぐこちらの相談ができるかというとなかなか難しく、研修を積んだり、または以前の仕事なんかの経験も併せて、研修と併せて人材育成をしていく必要がある。

そういった意味では庁内の中でも、個別ケースの検討を行ったり、専門相談員の先生をお招きして勉強会を行ったり、もしくは東京都等の研修センターへ、課内としても積極的に研修のほうに出しているという状況である。

ただ、おっしゃるように、人がふえてもまた経験が本当に今の現状でも、経験が2年未満という方がかなり多くを占めているという状況もあるし、お話があったように、相談の内容が虐待だけではないが、かなり困難な重複した案件に関わるので、職員の精神的な負担というものも多くて、その辺の改善も課題として感じている次第である。

大野委員 私も今安斉委員さんがおっしゃったように、本当に皆さんが大変な思いをされていて、ただ、単純に人がふえればというわけではなくて、今お話があったように経験が必要だったり、そういうものがあるのだから、なおさらその経験を積んでもらう人をふやさなければいけないということは、議会からもそういう声があったということはぜひ皆さんからもおっしゃっていただけたらと思っている。

先ほど、岸田副委員長もお聞きした件で、私も同じところを思ったが、児童本人からの虐待の相談経路というところで、そのとき岸田副委員長もたしかお聞きしていたが、平成30年度以前の話の傾向というのは何かわかりだろうか。

角谷子ども家庭支援センター長 相談の経路ということでよろしいか。市のほうも平成

27年度ぐらいから急増して、虐待の通告がふえている状況である。今手元にあるものが、平成28年度からのものという形になっている。虐待の総数としては今より半分以下の状況なので、割合の数字が今手元にないが、その当時から、学校というところは全体の相談経路としては以前も多いという状況ではあった。そして、大きな変更という形ではないが、相談経路全体としては、平成28年度も学校及び市町村の関連部署、児童福祉施設等がある。あと家族自らのご相談というところ、大きくは数的なものはかなりふえているが、傾向としてはそんなに大きくは変わっていない。本人からのご相談の内容も、平成28年度はゼロ、平成29年度が虐待だけに関しては3人ということで、平成30年度はゼロという状況である。

大野委員

今伺って、たまたまそのゼロというのが、ゼロから急に数がふえたわけではなくて、ゼロのときもあれば、数があったということがわかったのが一番知りたかった。というのは何を言いたかったかという、もしゼロだったものが、令和元年度、そして令和2年度と数が出てきているのは、何か皆様のほうから学校のほうに例えば先ほどの話であれば、学校の先生が気づくことだという傾向もあるというお話があって、そこで子どもがカミングアウトすることがもしかしたらあったのかと思った。だとすれば、何か先生たちにこういうことを気づいたらこう言ってほしいという働きかけをしたのかどうかということが気になったものだから、申しわけない、何かあれば。

角谷子ども家庭支援センター長 子ども家庭支援センターのほうで、児童虐待対応マニュアルというものを策定している。そちらは、子ども家庭支援センターは要保護児童地域対策協議会の調整機関でもあるので、子どもに関するあらゆる機会に、児童虐待の早期発見のために気づきの視点というところ、子どもさんのこういうところを見てほしいというチェックリスト的なもののマニュアルを作っている。今年度も一応改定予定という形になっている。そういったものを中心に先生方にもご覧いただいて、学校、保育園等でも共有していただくようにしているところである。

三階委員長

ほかに質疑ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしである。時間だが、子ども青少年部だけは行いたいかと思っ
ているので、ご了承いただきたい。次の説明をよろしく願います。

植田子育て支援課長 続いて、同じ項目の中の報告事項⑥、⑦、⑧、学童クラブの令和3年
度4月入所の待機児童状況についてと児童館直接来館本格実施状況につい
て、及び放課後子ども教室事業の令和2年度実績についてを、石山児童青少
年課長がご説明申し上げます。

石山児童青少年課長 報告資料が6番、7番、8番になる。報告資料6だが、学童クラブ令
和3年4月の入所待機児童の状況についてご報告させていただく。

昨年度、待機児童が96名に対して、今年度70名という形の待機児童の
数字になっている。減った要因としては、東寺方小第三学童クラブが新たに
開所したことがある。それから、この表の東京都調査規定による利用できな
かった児童数という集計があるが、これは東京都の放課後児童クラブの調
査規定に基づくと、ほかに利用可能な学童クラブがあるにもかかわらず、特
定の学童クラブを利用希望するなど、保護者の私的な理由により待機して
いる場合については待機児童に含めないという規定に基づいてカウントし
たものについては、昨年度4月の84人の待機児童に対して、今年度は
45人の待機児童という新规定のカウントになっている。

続いて、報告資料7については、児童館の直接来館本格実施の状況につい
てご報告させていただく。

昨年度まで試行実施の段階であった直接来館が、今年度4月、全学年の給
食が始まった時期から実施を開始していて、全児童館での本格実施となっ
ている。登録児童数は、全体で142人で、諏訪児童館と唐木田児童館は定
員の枠が20名なので、それを超えた形での定員という形で、キャンセル待
ちが出ているという状態になる。

続いて報告資料8番についてである。放課後子ども教室の令和2年度の
実施状況についてご報告させていただく。

令和2年度は、こちら一番右の列だが、コロナ禍の影響ということもあ
って、ほとんど15校の部分について事業は休止という形になっている。多
摩第二小学校については、活動プログラムの縮小した形での実施という形
と、あと瓜生小学校についても、ちょうどコロナの切れ目、緊急事態宣言の

切れ目の期間に学校との協議が整ったのと、スタッフが対応ができるという
ことがあって、校庭での活動が一部できたというのが実績になっている
数値である。

三階委員長 では、今の放課後の部分についての質疑はないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

三階委員長 質疑なしということで、次の説明をお願いいたしたいと思う。

水野子育て・若者政策担当課長 では、私のほうは協議会資料8の子ども・若者総合支援条
例の進捗についてご説明をさせていただく。タブレット協議会資料8をお
開きいただければと思う。

前回、3月の常任委員会では、条例検討委員会の第6回までのご報告をさ
せていただいたので、今回は第7回以降のご報告をさせていただく。

次のページの1のところである。第7回から第9回までの開催状況と開
催予定ということでご報告させていただく。まず、第7回については、4月
22日に条例素案について協議を行った。先ほど、子ども・子育て会議の資
料の中には、この第7回の資料が載せてあったので、時点が1回更新をされ
たということで、今、特出してご説明をしているところである。第8回に
ついては5月28日に行って、ここでは条例素案・条例名についての協議・
決定をしたところである。本日タブレットに掲載しているのは、この第8回
の資料を掲載をさせていただいている。続いて第9回が、今月6月22日
に、委員会としての条例素案を決定をさせていただいて、市のほうにご報告を
させていただくという流れとなっている。

続いて、2の第9回の検討委員会、6月22日以降の予定である。7月に
条例素案の決定を行って、8月5日から31日でパブリックコメントを予
定している。そして、8月9日月曜日の祝日だが、こちらでこの条例の主役、
当事者である子ども・若者からの意見を聴取する子どもオンラインワーク
ショップと若者オンラインワークショップを予定をしている。当初リアル
での開催を予定をしていたが、まだコロナの感染状況が落ち着いていない
というところを鑑みて、この時点でオンラインワークショップという形を
取らせていただいている。

それを受けて、10月12日に第10回の検討委員会を開催して、このパ

ブリックコメント、ワークショップのご意見を反映したものを修正協議をして、11月に条例の原案の決定、12月に市議会への上程を予定をしている。

第8回の委員会の中で、名称の検討もなされたので、次ページ以降の資料には反映されていないが、ここで口頭でご報告をさせていただく。委員会として決定した条例の名前は、「多摩市子ども・若者の権利を保障するとともに支援と活躍を推進する条例」という形で決まった。

続いて、タブレットの2ページ目を開いてほしい。こちらが委員会で検討した資料となるが、まず目次の部分である。この条例の全体の構成については、前文から第11条までの構成となっている。

3ページ以降は、前文から各条例の本文を掲載させていただいているが、8月11日水曜日に、子ども教育常任委員会の皆様との勉強会を予定をさせていただいているので、各条文の細かい内容については、その際、ご説明をしたいと思います。

最後になるが、この条例の柱として、まず子ども・若者の権利の保障と切れ目のない支援、活躍、挑戦の後押し、意見表明と参画の機会の保障という形の4本柱という形でのこの条例の構成となっている。条例の説明は以上となる。

三階委員長 この件について質疑はないか。

岸田委員 8月9日に行われる予定のこのオンラインワークショップの内容について伺いたいと思う。

水野子育て・若者政策担当課長 8月9日のオンラインワークショップだが、対象者については、子どもオンラインワークショップは小学校5年生から中学校3年生までを想定している。若者オンラインワークショップについては、16歳から39歳までの方を想定している。また、時間帯についても、子どもオンラインワークショップは午後1時から3時までの2時間、1時間間を空けて、若者については、午後4時から6時までの2時間という形で、1日の午後の前半後半でこのオンラインワークショップを行っていきたいと思っている。

まず、子どもについては、この条例の本文というか、内容はしっかりと説

明をして、子どもにもわかるかどうかというところから入っていきたいなと考えているが、ただ、全部をお子さんたちに見ていただいて協議というのはなかなか難しいかなと思うので、まだ決まってはいるが、テーマを絞って、多摩市ではこういう条例ができるのだなというところを、しっかり周知とともにお子様にも考えていただいて、意見もいただきたいなと思っている。

また、若者オンラインワークショップでもテーマをしっかり決めて、子どもからまた若者でも今困難をいろいろ抱えている部分があるかと思うので、そういった想定を皆さんと同じイメージを持ちながら、この条例ができた後、多摩市でどういったことができるか、どういったことが期待できるかなどの意見をしっかりと聞いていきたいと思っている。

岸田委員 このような状況下なので対面を考えていたが、オンラインにするという話もあって、学校のほうで休校になったときに、家庭のほうにオンラインができる環境であるかという調査があったときに、一定数のご家庭はこういう環境がなかったと、市内であるということがもうわかっているので、もし子どもとかで家庭の環境はそういうのはないが、こういうことに参加したいという子どももいるかもしれないので、そういったことも考えていただきたいが、それについて伺う。

水野子育て・若者政策担当課長 まず、現時点での8月9日の開催については、やはりオンラインの環境がある方みの参加を想定はしているが、それ以降、子ども・若者に対してこの条例の周知というのが必要かなと思うので、教育委員会とも協議、協力を得ながら子どもの声というか、副読本というのを作る予定もしているんで、そういったものを作る際にまたしっかりと意見をもらうとか、しっかりと当事者である子どもたちの意見を聴取するようにしていきたいと思うが、まずは9日の日は、オンラインでさせていただいて、その後検討していきたいと思う。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

三階委員長 では、次の説明をお願いします。

植田子育て支援課長 資料9をご覧ください。多摩市子育て応援事業「みんなでたま

っこ応援プロジェクト」の報告である。事業概要のほうをご覧ください。
い。

本市で子どもを生み・育てたいと思える基盤を構築していくため、妊娠、
出産、子育てなど、ライフステージに応じた切れ目のないトータルな子育て
応援事業ということで、事業通知等に、共通したキャラクターデザインを用
いることにより、「みんなでたまっこ応援プロジェクト」というものを推進
していく。

2番の共通化キャラクターデザインのところをご覧ください。「子育
てにやさしい街」のイメージを発信していくに当たって、子ども向けのアニ
メーションを多数手がけている市内の日本アニメーション株式会社に委託
をし、共通デザインを作成している。同社の「ラスカル」をはじめとする動
物キャラクターの書き下ろしイラストが右側にあると思うが、こちらになる。

こちらが、お知らせ通知等に印刷をされるというイメージである。市制施
行50周年となる令和3年を少しでも活気づけるとともに、記念のデザイ
ンとなるよう調整していく。

次のページをご覧ください。共通キャラクターデザインを掲載する
通知等ということで、健康推進課、市民課と一緒に、様々な通知等に
こちらのほうをデザインしていくというところで、我々子育て支援課のほ
うでは、③の子どもの医療証ケースということで、子どもの医療費の助成に
関する医療証を収納するクリアケースに、先ほどのデザインを印刷してい
くというものになる。

下のところが、各通知等の利用開始スケジュールということになってい
る。③の我々の子ども医療証ケースということでは、9月以降に一斉送付と
いう時期になって、その後は、転入者等には、窓口で順次配布していくとい
うスケジュールで考えている。

三階委員長 この件について質疑はないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

三階委員長 質疑なしということである。

次の待機児童のカウンターの部分について説明をよろしく願います。

植田子育て支援課長 続いて資料10をご覧ください。令和4年4月に向けた新たな待機児童の新カウントにおける除外項目の追加についてである。令和3年の4月までに待機児童を解消すべく、認可保育所を新設する等、保育枠の確保に努めてきた結果、令和3年度4月の待機児童が先ほど申し上げた12名となった。待機児童数カウント方法について、現状の整理と令和4年度に除外する項目について、新たに追加したいと考えている。

下の表をご覧ください。こちらのほうで、主にポイントとして大項目にある特定の保育所等のみ希望している者の中で、小項目にある立地条件が登園するのに無理がない。例えば通常の交通手段により、自宅から20分から30分未満で登園可能な場合というところでは、これまで待機児童として含めてカウントしていたが、これを令和4年度からは、今後含めないという形で除外する項目にしていきたいと考えている。

そしてもう一つ、一番下のところ、求職活動を休止している者ということで、保護者が求職活動を行っておらず、保育の必要性が認められない状況にあることを確認するというところで、こちらのほうがこれまで待機児童のほうに含めていたが、令和4年度以降、これを含めない、除外する項目ということで設定をしていきたいと考えている。

今後の予定ということで、今回子ども教育常任委員会のほうに報告をした後、8月の子ども・子育て会議のほうに報告をし、その後、9月には令和4年度、来年度の入所のしおりに、こういった形でカウントするというところで、カウント方法の説明文を市民の方にわかりやすく掲載をするという形で、1月末の入所結果の通知に、カウント方法についての明記、そして、年度を明けて4月から新たなカウント方法について、待機児童数を都のほうへ報告していきたいと考えている。

説明は以上になる。

三階委員長 この件について質疑はないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 では、次に行きたいと思う。パルテノン多摩4階エリアの事業について説明をよろしく願います。

角谷子ども家庭支援センター長 パルテノン多摩4階子どものエリア事業の進捗状況につ

いてご報告させていただく。

まず1つ目に、子育てひろば、地域子育て支援拠点のご説明をする。併せて3ページ目にエリア図もあるので、そちらと併せてご覧いただきたい。

まず、子育てひろばは、全部できらきらひろば、わくわくひろば、よちよちルームと3つあって、これを合わせて子育てひろばという位置づけとなっている。

開所時間としては、9時から18時、対象としては、きらきらひろばとわくわくひろばは、0歳から小学校3年生程度の子どもさんとその保護者という形になっている。よちよちルームは、限られた空間になるので、0歳、1歳児のよちよちのお子さんを中心に遊んでいただく場所となっている。

通常は、地域子育て支援拠点ということになるので、右側に参考という形で載せさせていただいているが、0歳から未就学児とその家族というのが、地域子育て支援拠点の対象者となるので、パルテノン多摩の場合は、土日も含めて市外から親子での来所というものも想定される。そのために、兄弟でお越しになっても一緒に遊んでいただけるようにということで、パルテノン多摩の場合は、そういった意味では、中心は未就園児だが、小学校3年生までという形で、兄弟も含めてという形でさせていただいている。費用については無料という形になる。

靴を脱ぐというのは、エリアの図面を見ていただければ、きらきらひろばというのは、多摩中央公園のほうからすぐ入ってきたところの場所になるので、公園から入った出入り口という形なので、土足で利用いただいて、こちらの大型遊具で遊んでいただくような形になる。

わくわくひろばとよちよちルームについては、靴を脱いで座ったりしながらも遊べるという状況である。エリアについての考え方である。今現在、先ほども地域子育て支援拠点という形で連携館を含め市内では9か所、開館している。それはより身近な施設というところでエリアごとになっているが、多摩センターの場合は、市外利用者も多いというところもあるので、既存のようなエリア設計は行わない。

併せて6番目だが、利用者支援ということで相談事業、こちらは主にわくわくひろば、よちよちルーム等中心に子育てマネジャーを配置するので、ご

相談に応じるという形になる。

大きい事業の目的として、異なるところはパルテノン多摩の広場は、もちろん親子の遊びの支援等、孤立化防止というのは共通だが、多摩センターエリアのにぎわい創出を担うという役割を持っている。

次のページをご覧ください。一時保育についてである。時間のほうは9時から18時、対象年齢、1歳から小学校3年生、費用は市内700円、市外の方には1時間当たり1,000円とさせていただく。

それから、事業の目的も参考に載せる「たまっこのリフレッシュ一時保育」、本当に保護者のリフレッシュという形で、いつでも使っていただくような状況になっている。パルテノン多摩のほうは、パルテノン多摩にいらっしゃった観劇・諸室利用や、エリアでの多摩センター近辺でのお買物等に、ゆっくりお買物をしたい等でお預かりする、そういったニーズに応えるような形を想定している。

3番目に講演会・イベントになる。こちらは、大きなイベントとしては、月2回以上行う予定である。主に遊具もわくわくひろばには置くが、イベント等もできるような空間を持たせる予定としている。こちらのほうは、受託事業者の単独のイベントもあるが、先ほどもあったが、パルテノン多摩に入っている子育てひろばになるので、文化・芸術をテーマにしたものも、パルテノン多摩共同事業体と連携しながら、こちらでイベントのほうも行う予定をしている。

三階委員長 この件について質疑はないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

三階委員長 次、連光寺児童館及び落合児童館大規模改修について説明をよろしくお願ひする。

石山児童青少年課長 連光寺児童館及び落合児童館大規模改修期間中の代替施設における運営について、ご説明をさせていただく。

連光寺児童館及び落合児童館のほうは複合施設の全体の劣化ということで、大規模改修に8月より入る予定である。その期間中、この説明資料の一番下のフレームに入っているが、子どもの居場所として、完全ではなくても仮運営の条件の中でも、工夫して運営を継続していこうと考えている。その

中では安全確保や個人情報保護についても最大限の配慮しながら、子育てひろばを週5日は実施することを維持したいと考えている。

その中で今回この資料についてのお話は、開館日及び開館時間の変更についてのご報告になる。代替施設開設期間については、それぞれ違うので連光寺児童館から説明させていただくと、連光寺児童館は令和3年の7月5日から、来年の8月31日までを予定。落合児童館については、8月2日から来年の7月31日までの予定という形で、それぞれ木の実集会所が連光寺児童館の代替施設、それから、落合児童館は、西落合小学校の空き教室2教室をお借りして、運営を継続しようとしている。

開館時間は通常朝9時から夕方の6時までだが、連光寺児童館については、朝の1時間と夕方の1時間を短縮、落合児童館については、朝の1時間を短縮させていただきたいというものである。

開館日についても、通常月曜日から土曜日、週6日の開館日なのだが、連光寺児童館については変わらず、落合児童館については土曜日を除く、月曜日から金曜日までの開館日とさせていただきたいというものである。理由については、まず連光寺児童館だが、木の実集会所を使わせていただくため、自治会事業が週に1日、どうしてもかぶったりする。そういったことを共存するために、開館時間を見直すということを考えている。

それから執行が、こちらネットワークがない事務所になるので、事務の執行については、本庁の第7会議室で行う。朝出勤して、業務の準備をして、終わったらまた木の実集会所から西の第7会議室に戻ってきてと、移動時間もある。そういったことも考えて、朝の1時間と夕方の1時間の短縮である。落合の児童館については空き教室を使っているが、どうしても空間として狭いので、学校、学校のPTAやほかの活動との放課後子ども教室との兼ね合いもあると思うが、そういったこととかぶらない場合については、体育館や校庭なども使わせていただこうと考えている。

複数の職員を配置を分けて見守りをしたりということもあるし、土曜日は学校の職員も少ないということで、安全運営への支障も考えて、土曜日の開館日をやめているということになっている。

よろしく願います。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 次の説明をお願いします。

植田子育て支援課長 冒頭で申し上げた口頭で2件というところで、まず1点目が4月の臨時議会でお認めいただいた子育て世帯生活支援特別給付金の支給についての実施状況である。

2つあって、低所得のひとり親世帯申請不要分に関しては5月に支給が済んでいる。そしてもう一つ、その他低所得の子育て世帯、申請不要分に関しては、7月7日に通知を行って、7月中旬の支給を予定するというので今スケジュールを考えている。

以上である。

水野子育て・若者政策担当課長 申しわけない、口頭説明の2件目である。最後になる。聖蹟桜ヶ丘地域で北地区の開発を今行っていると思うが、そちら敷地内にかなり大型のマンションができるということで、今、保育所の設置を検討しているということをまずご報告をさせていただく。詳細については、今後都市計画課、設置事業者、こちらは子育て支援課のほうで検討して、内容を詰めていく。また、詳細については、逐次ご報告したいと思う。よろしく願います。

三階委員長 今の2件について質疑はないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 それでは、休憩ではあるが、再度暫時休憩にしたいと思う。

午後 0時28分 休憩

午後 1時30分 再開

三階委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

それでは、協議会を再開する。

それでは、13番、民俗・生活資料、埋蔵文化財資料の再整理状況についての説明をお願いします。

鈴木教育部長 それでは、よろしく願います。ここから教育委員会になる。

まず、協議会の13という資料をお開きください。ご説明については、文

化財の資料の整理について取り組んできたわけだが、現状についてご報告、本年度のスケジュール等についてご報告である。

まず、1ページ目をご覧いただきたい。平成27年度から整理を始めているわけだが、昨年度、下から2段目である。令和2年度については、民俗・生活資料等については、廃棄資料の抽出確認ということで、一番右の列のほうにあるが、民俗・生活資料の記録化等業務委託も行っている。記録化の業務委託を行うことで、前を見ていただければ、このような形で資料をデータ化をしている。データ化が終わったもので、保存の必要がないものは廃棄ができるということで、手続を進めているところである。

本年度、令和3年度についても同様に作業を進めていく。来年の春には多摩ふるさと資料館が開館するので、そこへ持っていくもの、そこに持って行かずに廃棄するものということで作業を進めているところである。

次の2ページをご覧いただきたい。今ちらっとお見せしたカード資料になるが、どういったものを分類しているのかというところが、2番の(1)のところ、具体的には生活分類であれば、石臼とかそろばんといったようなもの。農具であれば、押切り、柿カゴ、カゴといったもので一覧になっている。また、先ほど業務委託だというお話をしたが、下のほう(2)で業務委託内容ということで、実際の実物の写真の撮影をしていただいて、大きさ等実測していただいて、先ほどお見せしたこのようなカード化ということで、データの整理をしていただいている。また、資料目録一覧については、隣のページをご覧いただきたい。

3ページのような形で納品をしていただいている。全ての保存している資料について、このような形で整理を進めているところである。

続いて4ページ目である。埋蔵文化財、いわゆる石器や土器の類いだが、そちらについてはどうなっているかというのがこちらの資料である。令和2年度の再整理状況についてはこちらにあるように、東寺方遺跡、向ヶ岡遺跡、向ノ岡遺跡、こちら大きく3つで発掘された資料の整理分類等を行っている。下の表があるが、右下の合計欄にあるように、2,898点の資料について確認をし、合計欄の右から2列目、エのところだが、将来的に保管を要しない、要は廃棄ができるものがそのうち2,605点、約90%という

状況である。これまで取り組んできた状況については、大きな2のところ
で、表組みさせていただいている。年度によって若干件数の前後はあるが、
貴重な資料を扱っていただくということの中から、このような形で進めて
いるところである。

一番最後になるが、4ページの一番最後、3番である。令和3年度、今年
度以降の再整理の予定については、国庫補助金を活用して、発掘調査終了か
ら10年以上経過した遺跡で、廃棄可能な遺物が多いところを選んで整理
を積極的に進めていくと、廃棄できるものについては廃棄をしていくとい
う手続を進めていく。

ご説明は以上である。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件については終わる。

次に、14番、新型コロナウイルス感染拡大防止の対応についてというこ
とである。

鈴木教育部長 それでは、14番、新型コロナウイルス感染拡大防止の対応についてと
いうことで、社会教育、学校開放も含めての施設について、教育振興課長か
ら、それから、学校での対応については、教育指導課のほうからご説明をさ
せる。

加藤教育振興課長 まず、私のほうから社会教育施設についてということで、お伝えさせ
ていただく。

現状6月20日まで緊急事態宣言が出ているので、現在の対応というこ
ろでまずお伝えさせていただくところになる。

1ページ目はご案内の国等から出ているものをまとめたものになる。

2ページ目のところで、具体的に教育委員会、社会教育施設の対応をまと
めている。制限がかかっているのが学校開放と図書館にかかる部分になる。
まず、学校開放については①番、体育館・クラブハウスについては、4月
26日、緊急事態宣言が発出されてから緊急事態宣言終了までということ
で開放中止させていただいている。校庭、テニスコートについては、現状は
20時までということをご利用いただけるという状況である。③の校舎内

の施設については、緊急事態宣言終了後、多摩市内の感染状況が落ち着くまで。この期間のところで開放は中止ということにさせていただいている。あと旧多摩聖蹟記念館や八ヶ岳少年自然の家、公民館については、それほど大きなところはない。あと図書館についてだが、こちらは諸室について緊急事態宣言が解かれるまでの間は使用中止、各館のおはなし会については、6月30日まで中止ということになっている。

今後、緊急事態宣言が6月20日までで解除された場合、今教育委員会として考えているところをお伝えさせていただくが、まず学校開放に関して、体育館・クラブハウスは、書いてあるとおり緊急事態宣言が終了された翌日、6月21日から開放を再開する予定で考えている。

校舎内の施設については、学校の準備なども含めて、緊急事態宣言が終了後、6月20日で解除された場合、7月1日から開放を再開するというように考えている。

時間の短縮については、東京都がどういう形を出してくるのか、それによって、今は20時までとなっているが、ここは変動する可能性があるところになる。

校庭、テニスコートは今開放しておるが、今、当該団体の中での活動に制限させていただいている。この後、学校について説明があるが、緊急事態宣言が解除された場合に、部活動について、学校外での活動もできるという形になっていく。そちらに併せて、学校開放も他の団体との交流ができるようにしていくということで考えている。

図書館については、緊急事態宣言が解けた場合、諸室の利用を再開する予定である。おはなし会は6月30日まで中止、その先は、順次再開をしていくということで考えておるところである。

社会教育施設については以上である。

山本教育部参事 では、私から、緊急事態宣言下における学校の対応についてご説明をさせていただきます。今お開きの、資料の3ページ目からご覧になっていただければと思う。3ページ目には、学校に出した通知を載せている。4月26日付になる。

市内の小・中学校においては、緊急事態宣言下において、感染症対策を徹

底しながら学校運営を継続するという方針のもと取り組んできた。具体的な取り組みとしては、まず、基本的な感染症予防策を徹底をするということになる。

また、資料を1枚おめくりいただいて、学習指導についてである。学習指導については、後ほど資料で出てくるが、国のほうで衛生管理マニュアルというものを策定をしている。こちらの行動基準に従いながら、本市においては、地域の感染レベルをレベル2として、感染症対策を講じながら、教育活動を継続しているところである。

特に昨年度実施をしなかった、保健体育における水泳事業についてだが、こちらについては、感染症対策を講じた上で実施に向けて各学校が検討している。現在市内全校で、水泳指導については工夫を凝らしながら、実施をしていくこととしている。

また、3番、部活動については、市内での活動ということで活動範囲を絞ってきた。また、市外での大会・コンクールへの参加、対外試合や合同練習等の実施については、原則中止をするということにしている。ただ、進学に当たって、こういった部活動に非常に力を入れている生徒もいる。こういった子どもたち一人ひとりの状況、また、行われる大会やコンクールについて、スポーツ庁等が示すガイドラインに基づいて感染防止対策は十分にこちらで安全に配慮して実施できる場合、校長の判断により、こういった市外での大会・コンクールへの参加を認めているところである。

また、学校行事については、遠足や社会科見学等の校外学習について、緊急事態宣言下においては、行き先を都内として、あと、移動手段として公共の交通機関を利用しない場合、実施できるものとするとしている。

また、宿泊を伴う旅行的行事についてである。移動教室や修学旅行については、緊急事態宣言下においては、実施予定の宿泊を伴う校外学習は延期をするということにしている。延期をした学校については、小学校の校長会が中心となりながら、延期日の調整を既に終えているところである。今後緊急事態宣言が解除されたら、この修学旅行、移動教室については、現地の感染状況や感染症対策、また、受入れ状況をしっかりと確認をした上で実施をしていくこととしている。

最後に資料を1枚おめくりいただくと、家庭における感染症対策の依頼というところがある。現在市内の学校においては、休校措置を取っていない。これは何よりも各ご家庭において、家族の方、また、児童・生徒本人について発熱や風邪、また、体調不良等、何らかの症状が見られる場合、それから家族がPCR検査等を受けた場合について、学校に速やかに連絡をすること、そして児童・生徒に無理をさせず登校を早めに控えて休養させている。このことにご協力をしていただいていることがあって、現在、学校において、集団感染・クラスターのほうは発生していない状況になる。以上の取り組みを今週の日曜日まで続けていくこととしている。

なお、先ほど加藤教育振興課長からもあったように、現在、政府のほうでは、緊急事態宣言を解除することと、まん延防止等重点措置に移行すること、こちらの方針を固めたと報道である。この報道等、また国の動向を受けて、今後の学校の対応について、併せてご説明をさせていただきます。

大きく変更するのは、校外学習や宿泊を伴う学校行事、また、部活動について変更を加えていく。遠足や社会科見学等の校外学習において、また、移動教室や宿泊行事等の宿泊を伴う旅行的行事については、これまで行き先を都内ということと、あと公共の交通機関については利用しない場合、実施できるものとするとしていたが、今後、緊急事態宣言が解除された場合については、都内だけではなくて都外においても実施をできるものとしていく。なお、その際には、公共交通機関を利用しないということについて原則とする。

この原則としたのは、各学校において、現在、都内において校外学習を行う場合には、徒歩で移動したり、貸切りバスで社会科見学等を行っている学校がある。このことをずっと続けていくことは非常に難しいと我々教育委員会でも考えている。原則としながら、各学校の校長先生方のご判断により、感染症対策が十分に講じられて、安全に配慮して、鉄道会社等の交通機関を利用できると判断された場合については、この限りではないとした。

最後に部活動については、市内での活動を中心としていたが、今後、市外での活動を認めていくこととしている。

ご説明は以上である。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

大野委員 緊急事態宣言が解除された場合のことでいろいろお話があって、今、後半は学校のほうの話だったが、少し気になっているのは、マスクの着用についてである。まん延防止等重点措置となれば、マスクのことは特に変わらないのかという気もするが、ただ、中にはこれは本市ではないが、よその町とかだと、マスクをしていて体育の授業で亡くなったこともあるので、あまりそういうマスクをすることを前提にすることがよくないのではないかというご意見もある。それは本市でも別に強制はしてなくて、それはそういうふうにはされていると思うが、特に体育や今回部活動も市外に出ても認めるということになっていけば、なおさらそういう機会がふえてくると思うが、その辺りの指導のあり方で、何か今考えていらっしゃることはあるのだろうか。

鈴木教育部長 マスクについては、昨年度、緊急事態宣言が最初に出たあたりから、多くの保護者あるいは学校からも意見、あるいはご提案をいただいていたところである。

これまで議会でも答弁をさせていただいてきたが、基本、考え方としては、ベースはしっかり持っているので、変わる考えはない。子どもたちの安全を守るということがまず第一なので、感染のリスクがあるような場面では、リスクの程度に応じるわけだが、つける必要があると判断するときにはつけるようにという指導はさせていただく。ただいま、委員からいただいたように、関西地方だったのだろうか、マスクをしたまま小学生が5分間走をして、その後搬送された先で亡くなった。あれは即日我々も把握をして、教育指導課あるいは教育長のほうから、校長に全て徹底をしている。

今般5月の下旬に、市内小・中学校で運動会が実施されたが、この際も走ったり運動するときにはマスクを外すようにということでの指導もさせていただいている。ただ、逆に外してほしいといったときでも、リスクがあっても私はつけていたい人については、強制的に外させるようなことはしていない。一方で逆もしかりで、つけなさいということも強制をしないというのが多摩市の教育委員会の考えなので、ご理解いただければと思う。

岸田委員 小学生・中学生のコロナ対策とは少し違うが、市内の幼稚園や保育園に

通われているお子さんは、大概市内の小学校や中学校にお姉ちゃんやお兄ちゃんが通学しているということが多いようだが、幼稚園の先生のほうから、幼稚園や保育園で何かコロナが出た場合、すぐ情報のほうが回ってきて、こちらとしては対策が立てやすいが、市内の小学校や中学校という情報が入って来ず、園長会でも何かそのことが話題になったそうなのだが、そこあたり市内の子どもたちを守るという観点で、連携を取ってほしいなと思うが、その点について伺う。

鈴木教育部長 コロナの感染の情報については、今ご質問者からいただいたが、教育委員会、学校支援課が中心になって、実際には学校支援課長を司令塔として、入ってきた情報については全て子ども青少年部、健康センター、健康福祉部と、全てオンタイムで共有をしている。

なので、今いただいた話については、本日子ども青少年部長もいないので、保育園・幼稚園への展開ということについては、私ども教育委員会で所管していないので、お話は伝えておきたいが、少なくとも庁内、関係部署は全てオンタイムで情報共有させていただいている。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしということで、次に、移りたい。

次は15番の東京2020大会における子どもの競技観戦についてである。

鈴木教育部長 それでは15番、東京2020大会における子どもの競技観戦についてということで、資料のほうをお開きいただければと思う。午前中、オリンピック・パラリンピック推進室長からも説明があった。これの子どもたちの競技観戦についてということで、教育指導課の山本教育部参事からご説明申し上げます。

山本教育部参事 私のほうから、子どものオリンピック・パラリンピックの競技観戦についてご説明をさせていただく。協議会資料の15を見ていただきたい。

子どもたちの東京2020大会の観戦については、東京都が観戦チケットを差配するものになる。都内の子どもたち全てを対象としながら、希望する学校単位で、直接観戦する機会を提供していくものである。本市において

は小学校9校、中学校9校が観戦を希望をしている。今後の観戦に向けたスケジュールについてご連絡をさせていただく。

ちょうどこちらの資料の中段、青色の囲みの中になるが、今後の予定として、まだ組織委員会のほうで、観客どの程度入れるのかということが決まっていな。今後、東京都教育委員会のほうでは、観客上限数が決定次第、この希望校について最終の意向調査を実施をすることとしている。なお、観客の上限数によっては、今後子どものチケットの枚数が縮減されることも考えられる。その場合については、原則として学校が、市の教育委員会と、参加学年、人数等を協議し、判断をしていくことになる。また、意向調査後の観戦の取りやめについては、学校が市教育委員会に相談の上、当日までできるものとなっている。また、コロナ対策、そして時期的にも熱中症対策が必要になる。東京都のほうで、こういった対策についてどのようなものが考えられているかということだが、こちらの資料の一番下の枠組みになる。

まず、移動についてだが、こちらについては会場の最寄り駅ではなくて、その1つ手前の駅を東京都が指定をして、そこから子どもたちは下車をして、会場まで向かうこととなる。

また、暑さ対策については、子ども用のクールスポット、冷房付きのテント等を用意がされている。また、暑さ対策のグッズ、遮光ボード等を東京都のほうから配布をされるということである。会場によっては水分の持込みに制限があるところがある。こういった会場については、会場内で飲料水を配布をすることとなっている。今後、本市の子どもたちについては、公共交通機関を使って、会場まで移動することになる。その間については、公共交通機関が出す感染症対策にしっかりと従いながら、安全な移動に心がけてまいりたいと考えている。

三階委員長
安斉委員

市側の説明は終わった。質疑はないか。

今朝のニュースでも、いわゆる政府の専門家会議の方のコメントが出ていたが、普通ではない中でのオリンピック大会ということをおっしゃっていて、そういうときは無観客のほうが一番好ましいというお話もたしか出ていたような気がするが、ただいまのお話だと観客をどれだけ入れるかまだ決まってないというお話だった。そこは少し流動的に見なければいけな

いものなのかどうかということが1つと、それから、先ほどの最寄り駅ではなくて1つ手前から歩くとか、子どもたちにどうしてそういうことを強いるのかと私なんかはつい思うわけだが、この前の6月議会の一般質問の中でも、最終的な判断は校長先生がなさると受け止めていたが、そのとき清水教育長のお話だったと思うが、教育委員会としても何らか基準というか、考えたいみたいに言っていたことを記憶しているが、その辺りについては、実際のところはどうか、そのところをお伺いしたいと思う。

鈴木教育部長　今朝のNHKの報道は私もニュースで拝見した。報道ベースということでは、無観客という報道の内容もあって、一方で、プロ野球の観客数程度みたいな話もあったかなと思っている。いずれにしても、これは組織委員会が最終的に決定することなので、それはしっかり我々は注目をしていきたいと思っている。

教育長からの話といったところであったのは、教育長がご答弁されたのは、1駅前で降りてということではなくて、例えばバスのチャーターや最寄りの駅で降りることができないのか、市として今要請をしていると。ただ、そのときにも付随して答弁があったかと思うが、選手等は組織委員会のバス以外は一定距離内には入れないというのはたしか現状あるルールであったと思う。なので市単独でバスを仕立てていっても、1つ手前の駅よりもさらに遠いところで降りなければいけないような事態が生じるので、そこについては引き続き情報の収集、あるいは要請をしていきたいというご答弁をさせていただいたと思う。現状ではその状況に進展あるいは変化はない。

また、校長先生の判断というところが通達で来ているわけだが、そこにはもう一文、これもご答弁させていただいたと思うが、教育委員会と相談・協議の上とあるので、これは市教育委員会として、校長の判断だから私たち知らないみたいな話ではないと。移動教室・修学旅行の実施の可否、先ほど山本教育部参事からご説明させていただいたのと同様に、行くことのリスク、あるいは行かないことのデメリット、メリットも含めて総合的に判断をしていくことになると思う。

安斉委員　感染状況も、東京都の場合はなかなか減り続けるというふうにはいかな

いわけである。そういう状況の中にあつて、幾らまん延防止等重点措置のほうに切り替わったとしても、どう動くかもわからないというような状況では、私はそのときのコロナ感染状況と、普通のイベントとは違うというところもきちんと見極めていただいて、しかるべきときにはきちんとした判断を下していただきたいと思うわけだが、先ほどもオリンピックに関して、いわゆる組織委員会が決めていくわけで、そこにお話し合いはするけれども、全く市の判断が入らないわけではないけれども、組織委員会が決めるものだというお話だったが、この教育の現場でもその範疇から逃れないのかどうか、それとも市独自、市教育委員会の判断がしっかりとやらなければならないとしていただきたいと私は思うわけだが、その辺りについてはいかがだろうか。

鈴木教育部長　ご答弁がうまく伝わらなかったのかと思う。市教育委員会として判断できないと申し上げたのは、会場に観客を入れるのか入れないのかは、市教育委員会の判断ではなく組織委員会の判断だと。入れないとなれば子どもたちの観戦はない。観客を入れるという組織委員会の決定があつた場合にあつても、子どもたちを行かせるか行かせないかについては、校長先生と市教育委員会とで協議をして、これはこれまでの修学旅行・移動教室と同じだが、最大優先するのは子どもたちの安全ということである。

三階委員長　ほかに質疑はないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

三階委員長　質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

次は、16番のGIGAスクール構想の整備状況についてである。

鈴木教育部長　それでは続いて、16番、GIGAスクール構想の整備状況について、それから、17番、ICTと健康セミナーの開催予定についてとあるが、これも昨年来、市議会の皆様には予算審議あるいは様々な場面でご質問いただいた。電磁波あるいは姿勢等、視力等、健康への影響である。こちらに対する事業の予定であるので、一括してご説明させていただきたいと思う。整備状況については、室井教育協働担当課長のほうから、健康セミナー等については、麻生学校支援課長のほうから説明をさせる。

室井教育協働担当課長　それでは、GIGAスクール構想の整備状況について説明をさせ

ていただくので、協議会16の資料をご覧くださいでしょうか。

令和元年12月に、文部科学省からGIGAスクール構想が提唱され、前倒しされた。多摩市においても、令和2年度に補正予算お認めいただきながら整備を進めてきた。

スケジュール的に余裕のない中であつたが、様々なところにご理解、ご協力をいただきながら整備を完了したので、その状況について報告をさせていただきます。

タブレット端末については、児童・生徒及び正規教員に1人1台と、非常勤教員用に1校数台の配備を行い、5月末時点となるが、資料にある台数を各校に整備をした。

平成30年度から31年度にかけて整備をしたタブレット端末は一度回収をして、令和2年度に購入をしたタブレットと同様の設定をした上で、小学校1年生用及び非常勤教員用に配備、小学校2年生以上については、新規購入者タブレットを配備をしている。

次に、充電保管庫については、各クラスに1台ずつを各教室内に設置をしているが、通常学級にはタブレットが40台入るタイプ、特別支援学級には10台が入るタイプとなっている。

電子黒板機能つきプロジェクターについても、充電保管庫と同数を各クラスに整備をしている。そのほか校内ネットワークについては、基幹となるLANケーブルを増強しつつ、学習活動を行う教室のアクセスポイントを古いものから更新、もしくは新設するとともにスイッチングハブの更新を行った。

これらのICT機器に加えて、平成30年度から31年度に整備をした液晶テレビ型の電子黒板、各校6から7台あって、併せて学校教育で活用できる環境が整った。

次のページになるが、こちらではタブレット端末で利用できるアプリケーションについて説明を入れている。

アプリケーションの選定に当たっては、現場の先生の声もお伺いをしながら、教育ICT推進検討委員会において選定をした。まず、グーグル社が提供しているワークスペース、昨年度の段階ではG suite for education

と呼んでいたアプリケーションになるが、こちらはクラスの管理やオンライン会議などのコミュニケーションツールのほか文書作成や表計算などのオフィスアプリケーションも含まれている。

次に、ロイロ社の提供しているロイロノート・スクールは以前から使用していたものになるが、子どもたちの思考を助け、その考えを先生やクラスメートと簡単に共有できるアプリケーションとなり、入力したカードやファイル、タブレットで撮影した写真などを先生、児童・生徒の間で配付、提出、共有ができるものとなる。

次に、ベネッセコーポレーション社が提供するミライシード、こちらについても以前から使用しているアプリケーションで、基礎・基本学力の定着から思考・判断・表現の育成までできる個別学習ドリルとなる。自動採点機能や児童・生徒の学習履歴を先生が把握できるような機能を有しているものである。

そのほかインターネットを安全に活用するためのフィルタリングソフトやMDMと言われるタブレット端末を一括管理をするためのシステムも入れている。

なお、タブレット端末はアプリケーションをインストール制限をしており、管理者権限を持っていないと、勝手にユーザーのほうで入れることはできないという設定となっている。

それでは次に、これらのICT機器の活用の様子について、山本教育部参事から説明をするが、本日紙でお配りをした資料については、児童・生徒の様子が写真として入っている資料となるため、取扱い注意ということで、協議会の終了後に回収のほうをさせていただくので、願います。その後続いて関連している事項として、協議会17の件について、麻生学校支援課長から、セミナーの関係の説明をさせていただく。

山本教育部参事 では、私のほうから、印刷をしてお配りをした資料に基づいて、子どもたちがどのように1人1台のタブレット端末を今活用しているかというその様子について、ご説明をさせていただく。

まず、2ページ目からがそれぞれの学校の取り組みになる。まず最初に、永山小学校の取り組みだが、こちらの様子は2年生の生活科で、自分の自己

紹介をしながら他者と関わり合い、お互いのよさをそれぞれ築いていくという活動である。

その際に、絵皿に自分の似顔絵を書いたものをもとにしながら、友達に自分のことを紹介をしているが、その様子を、タブレット端末を使いながら、写真に撮って、そして、その子の説明と併せてよさに気づいていく、そんな活動をしている場面である。

また、4ページには、この似顔絵を写真に撮ろうという取り組みの際に、初めてタブレット端末を使うので、タブレット端末の使い方について、黒板に紙を貼りながら丁寧に説明をして、これに基づきながら子どもが取り組んでいったというその様子を表している。

また、5ページ目には小学校1年生の国語の平仮名の学習の様子が書かれている。こちらは、大型提示装置を利用して、児童の使用する平仮名を書くプリントを、同じものを大きくして映し出すことによって、児童がどこにどのように、また、書き順等も含めて活動をしていくのかということをも具体的に視覚的にわかるように、支援をしているところである。

また、6ページには特別支援学級の様子が書かれている。こちらは算数の時間になるが、位取りについて学習をする際に、手元のノートだけではなく、また、教師が黒板に書いて説明をするということだけではなく、子どもたちが持っているノートと同じものを、実物提示装置を使って大きく表し、そして子どもたちに位取りについて理解できるようにしている。

続いて、多摩第一小学校の様子についてである。こちらは6年生の算数、点対称の図形について理解を深めている様子である。点対称の図形というのは1つの点を中心に180度回転をしたときにぴったり重なる図形。このことについて理解を深めていくが、これまではタブレット端末を使うまではということだが、図形を実際に紙に印刷されたものを切って、重ね合わせて、そして、点対称だなということを理解をしていた。これがタブレット端末を使うことによって、端末上で、図形を動かして重ね合わせたりということができていっている。

また、9ページは貝取小学校の理科の様子である。春の植物について観察をしているが、細かい部分までなかなか観察をすることができなかった。ま

た、観察の際には、雨が降るとなかなか外で観察ができないということもあった。事前に子どもたちが晴れている日に観察したい植物について、タブレット端末で写真を撮り、そしてそれを大きくしたり、また、全体像を映し出したりしながら、花のつくりについても細かく観察をすることができている。

続いて、11ページには聖ヶ丘小学校の社会科5年生の活動である。主な国や日本の世界での位置、国旗について調べ学習をしている様子である。

12ページにあるように、自分たちが課題を持ってタブレット端末1つを使って、それぞれ調べていくことができること。また、調べたことを、自然と近くにいるクラスメートと一緒に情報交換をしながら、互いに学び合っていく、そんな様子も見られている。

13ページからは中学校の例になる。13ページは落合中学校の外国語活動の外国語の様子である。実物投影機に、実際に教科書の様子を映し出したり、また、ワークシートの様子を映し出して、しっかりと英語について学んでいけるようにしている。

また、14ページについては、同じく中学校だが、子どもたちがスピーチをしている様子である。英語でスピーチをしていく、発信をする活動をしているわけだが、そのときにスピーチに関わる写真を大型提示装置で映し出して、英語で自分の説明を補っている。また、中学校社会科、和田中学校の活動の例だが、地理的分野の学習において、タブレット端末でグーグルアース等を使いながら、視覚的に諸外国の位置や、また、地理的な特徴を理解することに生かしている。

最後16ページは、同じく和田中学校になるが、修学旅行の事前学習の様子になる。これまでグループで1つのテーマを設けながら調べていくという取り組みもしていた。今後はこのタブレット端末1人1台あるので、自分が調べたい事前学習のテーマを決めて、そして、インターネット等を使いながら、自分の興味関心を深めていくことができている。

このような活動を今手探りではあるが、各学校で進めているところである。また、こういった様子について、情報があれば我々教育委員会のほうからも委員の皆様にお伝えをしていく。

麻生学校支援課長 それでは続いて、協議会資料17、ICTと健康セミナーの開催予定について、ご説明をさせていただきたいと思う。

まず、1番目、目的としては、タブレット端末を活用した学校教育を開始するに当たり、児童・生徒がICT機器を活用する際の健康への注意点等、これらを児童・生徒や保護者、教職員等に周知することを目的に、ICTと健康セミナーを開催する予定である。

2、開催時期である。開催は全8回を予定している。内容については、こちらにあるとおりICT機器の活用と注意点についてや学校におけるICT機器の活用状況と目の健康といった内容のセミナーを開催する予定である。なお、図書館については、これらのセミナーに関連する図書、書籍、ブックリストの配布を予定しているところである。なお、会場や時間については、現在調整中である。

3、その他である。本セミナーは、教育部の全課が連携し、教育部全体として取り組む予定である。

説明は以上である。

三階委員長 説明は終わった。質疑はないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終了する。

続いて18番、中学校不登校特例校の開設についてである。

鈴木教育部長 それでは、18番である。中学校不登校特例校の開設についてということで、先般、議員の皆様にご説明をここでさせていただいたが、改めて子ども教育常任委員会にご報告をさせていただく。室井教育協働担当課長よりご説明する。

室井教育協働担当課長 それでは、中学校不登校特例校の開設案について説明をするので、協議会資料の18をご覧くださいでしょうか。

こちらで改めて概要について説明をさせていただく。資料左上の1にあるとおり、本市における不登校児童・生徒は年々増加していて、特に中学生においては出現率が高い状況となっている。

その下の2にあるとおり、これまで学校や「ゆうかり教室」において不登校の長期化に対応してきたが、依然として学業の遅れや復学が困難などの

課題があり、不登校生徒を指導・支援する体制の強化・充実が必要な状況であることから、中学生を対象とした不登校特例校の開設を進めていきたいと考えている。

資料、右上のほうに移らせていただくが、不登校特例校は学校教育法施行規則に規定されており、特別の教育課程を編成して教育を実施することが認められている。この規定に基づき、「東京都版不登校特例校」の位置づけである分教室型で開設をし、将来的に分校型へ移行したいと考えている。

資料、次の真ん中の囲みになるが、不登校特例校は既存の市立中学校を本校とし、設置場所は市立小学校を想定している。令和3年4月時点で全国で不登校特例校は17校あるが、公立学校の中に不登校特例校を設置するのは全国で初めてのこととなる。なお、本校や設置する学校名について、当該校の保護者の方々に説明をした上で、公表していきたいと考えている。定員規模について60名として、学年別の定員設定については、希望する生徒に応じて弾力的に対応していきたいと考えている。特別の教育課程については、心理的不安を抱えた生徒の状況に寄り添いながら、国語、数学、英語やコミュニケーションの時間を充実、生徒一人ひとりの学力をフォローするための補充教室の設定、eラーニングの活用、大学や企業等との連携などを計画している。

開設準備経費については、備品や消耗品の購入のほか、生徒を受け入れるための改修について現在検討しているところである。

大まかな開設までのスケジュールについては、資料の下にあるとおりでが、少し補足をして報告をさせていただく。関係する学校の保護者の方には、7月上旬に開設構想について説明をした上で、7月下旬から市内で開設構想に関する説明会を市内の公共施設で開催するとともに、動画でも説明を聞いていただけるように、準備をしていきたいと考えている。

特例校の開設に当たっては、特例校の設置に関する規則を制定することを想定しているが、この規則について、8月頃の教育委員会において審議をしたいと考えている。

開設準備経費については、9月議会の補正予算のほうにご審議いただきたいと考えているが、ご承認をいただいた場合には、改めて市民向け説明会

を開催するとともに、入室に関する募集をしていきたいと考えている。議員の皆様をはじめ、関係者や保護者の皆様、関係機関や庁内の関係部署などのご理解とご協力をいただきながら、生徒たちが喜びや充実感を持って学べる環境を整えていきたいと考えているので、どうぞ引き続きよろしく願いをする。

説明は以上である。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

安斉委員 対象生徒定員が60名ということで、これはこういうふうきちんと定員を決めなければ、教職員の配置とかが決まってくないということがあると思うが、実際は60名全員が来るということにはならないと思うが、教職員の配置については、どのような基準が設けられているのかをお聞きしたいと思う。

細谷教育部参事 教職員の基準ということだが、都のほうに確認したところ、今回の不登校特例校は1学年ごとに学級という考え方をするというので、例えば3学年にわたって全ての学年に生徒がいれば、3学級とカウントをしてもらえるということである。その際、本校である学校と合算した形で学級数を考えていくので、基本的には1学年につき1人教員が配置されると考えて差し支えないと思っている。

安斉委員 私も自分の子どもが5年間不登校だったので、ゆかり教室も親子共々非常にお世話になった。ただ、本人の中で自分で決めて、いついつから行くとなると確かに動き出すが、周りでやきもきしてもなかなかうまくいかない経験を味わったので、非常にそういう面では1学年につき1人ということをおっしゃったが、おそらく教育センターのほうとも連携なさるのだろうが、非常に専門的な知見というか、心理をよく捉えた職員を置かないと私は無理ではないかと思う。どんなふうに教員が選ばれるのか、配置ができるのか、もし何かお考えがあればお聞きしたいと思う。

細谷教育部参事 専門性の高い教員をということであった。教育委員会としても、都内の専門性の高い教員を何とか確保したいとは考えているところである。まだ正式にお認めをいただいているわけではないが、都のほうにはもう既に設置の構想があるということで説明をして、都内の情報を集めているところ

である。また、市内の校長会のほうにも話をして、市の中でもそういう不登校の子どもたちに対するスキルが高かったり、心理面で何か力を持っていらっしゃる先生がいるかどうかということで、情報を今集めている段階である。

安斉委員 子どもへの支援と併せて保護者、家族へという支援も大変大事で、私も実際、教育センターに通いながら心理の先生とお話ししながら、自分の気持ちのめげないというか、希望を持つとか、そういう努力をしてきたわけだが、あともう一つは、不登校の親の会をつくって、親が子どもに集中するよりも、むしろ目が少し、視点がそれたほうが子どもが行きやすいというのはよく経験した覚えがあるので、私は不登校っていろいろな理由で、それぞれ違うと思っているので、ぜひ学校の機能としては、教育センターとも力を合わせて、保護者や家族へという支援も上手にうまくやっていかれるとよいかと希望して、そのことだけ伝えて終わる。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。これについては終わりたいと思う。

次は、19番、学校給食献立の一部緊急停止についての説明をお願いします。

鈴木教育部長 それでは、続いて19番の資料を開いてほしい。学校給食において、5月であるが、一部緊急停止ということで、配食を停止した場面があった。実害はなかったが、事故報告あるいはその後の再発防止対応等について、澤井学校給食センター長よりご説明申し上げます。

澤井学校給食センター長 それでは、学校給食献立の一部緊急停止ということでご報告をさせていただく。資料は先ほど教育部長が言われたように、19番をご覧いただきたい。

発生日時としては、4月21日、南野調理所で発生したものである。状況の詳細としては、調理責任者がスライサー、野菜を切る機械なのだが、こちらの刃を洗浄しているときに、破損があることを発見したということである。スライサーを使用した食材を確認したところ、Bコース献立で「即席漬け」のキュウリをスライスしたものである。

調理現場としては、破損した破片を探していたが、見つからなかったことから、私ども学校給食センターのほうに報告があった。その後、こちらのほうで金属片の混入の可能性もあることから、「即席漬け」の提供を停止すると判断して、該当の学校に電話連絡をさせていただいた。

発生原因としては、スライサーの刃のセッティングが不十分であったということの確認の怠りが原因であったということである。また、併せて裁断中に異変があったにもかかわらず、そのまま続行したということである。また、キュウリの裁断後にも刃こぼれのチェックをしていたが、破損に気づかなかったということである。

その後の対応としては、翌日に学校給食センターのほうから校長先生に経過の説明とともにお詫びを申し上げている。併せてこのときに保護者宛てのお手紙の配布の依頼をさせていただいた。お客様である帝京大学小学校については、教育長よりもお詫びのお電話をさせていただいた。停止した「即席漬け」に代わるものとしては、6月の献立の中で盛り込んでいくような形で考えている。

再発防止としては、スライサーの刃が外れたときは、まず作業を止めて、必ず調理責任者のほうに報告をしていただくように手配した。また、調理責任者が刃をはじめスライサーを点検し、異常がないことを確認してから、作業を再開するようにと指示をした。また、各種機器の操作方法について、再指導及び操作手順を掲示するなどの可視化をしていただくように指示をした。

次のページのほうで、刃の状況ということで全容と破損部、破損について1ミリ掛ける1センチぐらいの破片になるかと思うが、実際の刃断面を見ると、さらに4つぐらいにまた分かれているので、かなり細かく入っていたような状況である。喫食できなかった学校等については、こちらの以下とおりとなる。

報告のほうは以上になる。

三階委員長 市側の説明が終わった。質疑はないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わりたいと思う。

最後 20 番、中央図書館建設工事の工事計画等について説明をお願いします。

鈴木教育部長 それでは、本日の議案、最後になる。20 番、中央図書館建設工事の工事計画等についてということで、資料 20 番を開いてほしい。

現在、建設工事進んでいるが、どのような状況にあるのか、今年度の進捗あるいは今後の予定について、萩野中央図書館整備担当課長よりご説明申し上げます。

萩野中央図書館整備担当課長 協議会資料の 20 をご覧いただけるだろうか。中央図書館建設工事の工事計画等についてである。

まず 1 つ目、工事計画についてである。今年の 3 月議会で契約議決をいただいた。その後、3 月 15 日付で契約を締結させていただいて、翌日 3 月 16 日から工期がスタートしている。来年、令和 4 年 12 月 28 日までの工期である。

工事計画としては、今年の 6 月までかけて準備工事・仮設工事を行う。また、7 月から 12 月までかけて土工事、さらに 9 月から来年の 11 月までかけて躯体工事・内外装工事・設備工事等を段階的に進めて、来年 12 月に検査・竣工を迎える予定である。その後、開館準備を経て、令和 5 年 5 月の中央図書館開館を目指している。

次に、2 令和 3 年度の中央公園のみどりの記憶をつなぐプロジェクトについてである。

中央図書館の建設予定地には、樹木がたくさんあったので、それらの樹木を伐採した後、有効活用するプロジェクトである。まず初めに、樹木伐採起工式を 4 月 10 日に行った。こちらについては、通常、起工式というのは、市民の方々に入っていただくものではなくて、建設業者さん等で行うものだが、今回 18 名の市民の方に入っていただいて、市民と一緒に樹木を切るというイベントであった。

当日は、環境カウンセラーの祐乗坊進先生にご講演をいただいた後に建設予定地のほうに移動して、グリーンライフセンターや多摩グリーンボランティア森木会のご指導、サポートをいただきながら、樹木 3 本を伐採をした。18 人を 3 グループに分けて、6 人ずつで切っていただいたという形で

ある。

当日は、市職員として、市長、教育長と参加させてもらって、議会のほうからも当時の議長、副議長、また、当時のこの常任委員会の委員長、副委員長にもご出席をいただいた。密を避けながらこのようなイベントをさせていただいて、当日は晴天に恵まれたということもあって、非常に好評をいただいたと考えている。

また、(2) のところである。図書館の家具制作として、今回伐採した木の中からクスノキを選んで、製材所に運搬をして、早速製材を行った。今後、乾燥工程を経て、家具にしていく予定である。図書館の子ども開架で利用する閲覧デスク2台とベンチ1台をつくっていこうと考えている。

また、(3) 木工体験ワークショップについてである。樹木伐採起工式のほうで伐採した木から、子どもの木のおもちゃをつくろうというイベントである。こちらは7月31日と8月1日にグリーンライフセンターのほうで、各回1時間のイベントということで短時間にして、これを細切れに8回行って、小学生また未就学児の参加を募集していくつもりである。

最後に(4) 炭焼き体験ワークショップであるが、今回伐採した木について、一本杉公園のほうに運び込みを終了している。それらの木を来年1月以降に、一本杉炭焼き倶楽部さんが行う炭焼きの中で市民に参加していただきながら、準備作業、火入れ作業、炭出し作業を行って炭をつくっていただくというワークショップを検討しているところである。

説明は以上である。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

大野委員 様々な工事の関係で樹木を切って、それをいろいろなものに活用しようという狙いがわかるが、それらの狙いと基本的なところで勉強不足なのだが、これらの木はもうみんな活用がきちんとできるという状況なのか。何か無駄が出てないのかどうかということについて。

萩野中央図書館整備担当課長 伐採木についてはかなり多くの量があって、全てをこのワークショップ等で使うということがなかなかできない。そのため工事業者のほうで、産業廃棄物として処分をする必要があるが、それらの木についても、バイオマス発電所のほうに持ち込んで電気にするという話を聞

いている。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 では、この件についてはこれで終わりたいと思う。

以上で、本日の協議会は終了する。

(協議会終了)

三階委員長 この際暫時休憩する。

午後 2時33分 休憩

午後 2時39分 再開

三階委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開く。

ただいま休憩中にご意見を伺ったところ、子ども教育常任委員会において、GIGAスクール構想について所管事務の調査事項としたいとのご意見があった。

本件を日程に追加し、議題とすることにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 ご異議なしと認める。本件を議題とする。

お諮りする。ただいまご意見のあったとおり、所管事務調査を行うこととしたい。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 ご異議なしと認める。よって、本委員会は、GIGAスクール構想についてを所管事務調査とすることに決した。

お諮りする。本所管事務の調査事項は、GIGAスクール構想について。調査目的は、新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅に前倒しして進められているGIGAスクール構想について、タブレット等のICT機器の活用実態を調査・研究し、子どもたちにとって望ましい教育環境の整備が進められるようにするということである。

調査方法は委員会での議論、視察及び意見交換、調査期間は委員の任期中としたいと思う。これにご異議はないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長

ご異議なしと認める。

本所管事務調査はそのように決定した。

また、本所管事務調査については、閉会中の継続審査の申し出をしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長

ご異議なしと認める。閉会中の継続調査を申し出ることとする。

以上で本日の日程は全て終了した。

これをもって子ども教育常任委員会を閉会する。

午後 2時41分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

子ども教育常任委員長

三 階 道 雄